

八王子市 多文化共生推進プラン（改定版）

平成 30 ～ 34 年度（2018 ～ 2022 年度）

国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、
共に暮らす多文化共生のまちづくりをめざして



平成30年(2018年)3月
八王子市

～多文化共生のまちづくりをめざして～

本市では、「国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり」を基本理念とする多文化共生推進プランを平成 25 年（2013 年）3 月に策定しました。この計画に基づき、市民ボランティア団体と連携した外国人サポートデスクによる相談、多言語による情報提供、外国人のための防災訓練、国際理解教育の推進などを実施してまいりました。

近年、外国人観光客や外国人市民の大幅な増加、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など多文化共生に影響を与える出来事が起きています。また、平成 29 年（2017 年）には、平成 18 年（2006 年）に友好交流協定を締結した中国・たいあん泰安市、台湾・たかお高雄市、韓国・しふん始興市に続き、市制施行 100 周年を記念して、本市出身の医師・肥沼信次博士を縁にドイツ・ヴリーツェン市と友好交流協定を締結しました。

平成 29 年（2017 年）度に、これらの社会環境の変化やこれまでの施策の進捗状況などを反映したプランの改定を行いました。今回の改定では、平成 25 年（2013 年）に策定した「八王子市多文化共生推進プラン」の基本理念、基本目標は維持しながら、外国人観光客へのおもてなし施策や外国人留学生の支援、外国人市民や外国人留学生による社会参加の支援を充実させています。

今後も、「国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり」をめざして多文化共生施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、プランの改定にあたり、貴重な御意見をいただきました多文化共生推進評議会の皆様、アンケートに御協力いただきました市民の皆様、関係各位の皆様に心から御礼申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月

八王子市長

石森孝志



目 次

第 1 章 多文化共生推進プラン策定及び改定の目的と背景

- 1. プラン策定及び改定の目的・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 外国人政策に関する国と東京都の動向・・・・・・・・・・・・・4
- 3. 八王子市の現状・・・・・・・・・・・・・6
- 4. これまで行ってきた八王子市の主な取り組み・・・・・・・・・・・・・8
- 5. 多文化共生のまちづくりを進めるうえでの主要な課題・・・・・・・・・・・・・11

第 2 章 多文化共生推進プランの基本的な考え方

- 1. 八王子市がめざす多文化共生のまちづくりの考え方・・・・・・・・・・・・・13
- 2. 八王子市多文化共生推進プラン改定の考え方・・・・・・・・・・・・・14

第 3 章 推進施策とプランの体系

- 1. 施策の柱・・・・・・・・・・・・・15
- 2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・15
- 3. 地域における各主体の役割と連携・・・・・・・・・・・・・15
- 4. 基本目標に対する指標・・・・・・・・・・・・・16
- 5. 施策の体系図・・・・・・・・・・・・・17
- 6. 重点施策・・・・・・・・・・・・・18
- 7. 推進する施策・・・・・・・・・・・・・20
 - ◇ 基本目標 1 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現
 - 施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実・・・・・・・・・・・・・20
 - 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・26
 - ◇ 基本目標 2 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現
 - 施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進・・・・・・・・・・・・・36

資 料

- 1. 外国人市民アンケート・・・・・・・・・・・・・45
- 2. 平成 28 年（2016 年）度市政モニター第 2 回アンケート・・・・・・・・・・・・・57
- 3. 八王子市多文化共生推進評議会開催要綱・・・・・・・・・・・・・64
- 4. 八王子市多文化共生推進評議会評議員名簿・・・・・・・・・・・・・66
- 5. 八王子市多文化共生推進プラン庁内検討会設置要綱・・・・・・・・・・・・・67
- 6. プラン策定及び改定までの検討経過・・・・・・・・・・・・・68

第1章 多文化共生推進プラン策定及び改定の目的と背景

1. プラン策定及び改定の目的

近年のグローバル化の進展の中で、国境の垣根を越えて地球規模で資本、人、情報の移動が活発化しています。このような中、日本においても外国人の定住化が進み、身近な地域で外国人を見かけることは日常の光景となり、海外に行かなくとも外国人と触れあう機会が増えています。今日、地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として共に認め合い、言葉の壁、心の壁を取り除き、安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現が求められています。こうした中、本市では、平成 25 年（2013 年）3 月に「国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり」を基本理念とするプランを策定しました。本市には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなどのアジアを中心に 12,219 人（平成 29 年（2017 年）12 月末）の外国籍市民が在住しています。また、3,616 人（平成 29 年（2017 年）5 月）の外国人留学生が市内 21 大学等に在学する国際学園都市でもあります。その他にも、近年、高尾山には多くの外国人観光客が訪れるなど、本市を訪れる外国人は年々増加傾向となっています。本市においては、外国人を受け入れるための体制を整備するとともに、様々な文化を持つ外国人市民、日本人市民が共に地域の活動に参加することで、誰もが心豊かで安心して暮らせる魅力あるまちづくりにつながっていくことが期待されています。

平成 25 年（2013 年）度からの 5 年間で、多文化共生推進プランの推進施策に基づき、多文化共生社会の実現に向けて、様々な事業を展開してきましたが、この間、国・都の動向や本市の外国人市民の状況などは大きく変化しています。

平成 25 年（2013 年）9 月には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定しました。平成 32 年（2020 年）に向け、東京都が設置した「2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」にて多言語対応の基本方針も示され、都市力の向上に欠くことの出来ない、多言語対応への強化・推進が図られています。

また、近年、外国人入国者数は大幅に増加しています。平成 24 年（2012 年）には、約 836 万人だった外国人入国者数が、平成 28 年（2016 年）には約 2,404 万に増加しており、日本政府は、平成 32 年（2020 年）に 4,000 万人を目標としています。

東京都においては、平成 28 年（2016 年）2 月に世界をリードするグローバル都市実現のための「東京都多文化共生推進指針」が策定されました。東京都の指針は、外国人が地域において共に生活することを主眼に置いていた従来の多文化共生の考え方を発展させ、外国人と日本人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する新たな考え方に基づき策定されています。

本市においては、平成 24 年（2012 年）から人口減少の局面に入中、外国籍市民の人口は、平成 24 年（2012 年）12 月の 8,983 人から平成 29 年（2017 年）12 月には 12,219 人と増加しています。特に「留学」の在留資格者は平成 24 年（2012 年）12 月の 1,986 人から

平成 29 年（2017 年）12 月には 3,778 人と 5 年間で約 2 倍に増加しています。また、平成 28 年（2016 年）7 月には、「八王子市東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組み方針 - HACHIOJI LEGACY PLAN（八王子レガシープラン） - 」を策定しました。

このような社会情勢の変化や各種プランへの対応、またこれまでの 5 年間の各施策の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間年である平成 29 年（2017 年）度に多文化共生推進プランの改定を行いました。

多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

～総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」【平成 18 年（2006 年）3 月】から抜粋～

*1 外国人市民：本プランでは、本市に生活拠点を有する外国籍住民に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身の方も広く含みます。

◆なぜ多文化共生のまちづくりが必要なのか◆

多文化共生社会の実現に向けた取り組みにより、市民が国際感覚を身につけ、多文化共生の意識を深めることで、日本人も外国人も市民一人ひとりが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりにつながっていくと考えています。

【地域の活性化】

グローバル化の進展に対応して外国人を受け入れていくためには、日本語学習の支援や多言語での情報提供などのコミュニケーション支援に積極的に取り組んでいく必要があります。そして、外国人市民の自立と社会参加の実現を促し、市民が国際理解を深めることにより、人のネットワークが拡大し、そこから生まれる意識と感性が、地域社会における新しい活力につながります。また、本市には多くの外国人留学生が暮らしています。外国人留学生が地域の活動に参加することや本市の企業に就職することにより地域の活性化につながります。

【地域愛の確立】

外国人市民に対し、生活に関する支援（子どもの教育支援、医療通訳の派遣、防災体験の機会提供、その他各種情報提供など）を行い、外国人市民が地域で生活していくために必要となる基本的な環境を整えます。そして、外国人市民も地域社会の一員としてまちづくりに参加していくことにより、国籍、民族、文化の違いを越え、日本人も外国人も八王子に住む市民として、共に認め合い、助け合い、活かし合いながら地域で暮らしていくことで、「八王子に住んで良かった」、「これからも八王子で暮らしたい」という地域愛の確立へとつながります。

【国際性豊かな市民感覚の醸成】

市民が外国人との交流により外国の文化等に触れることで、多様な文化、価値観、生活・行動様式の違いを理解し、尊重する開かれた人間性が培われます。特に、青少年の文化・スポーツを通じた海外交流や外国人留学生との交流などは、グローバルな視点でものごとを考え、国際理解が深まるきっかけとなります。また、ミシュラン三ツ星観光地の高尾山を抱える本市には、多くの外国人観光客が訪れています。本市を訪れる外国人観光客が増加し、外国人との交流の機会が増えることで、外国人観光客へのおもてなしの心が生まれ、国際性豊かな市民感覚の醸成につながります。

【地域からの国際協力・貢献】

市民が多様な文化との出会いや交流を通じて、異文化を理解することは、本市において培われてきた歴史・文化・風土などの良さを再認識することにもなります。国際理解教育、地域や外国人留学生との交流事業などを通じ、人と人、地域と地域の相互理解が促進されます。また、市民が関連機関と連携して、自分たちの手でできる国際協力活動を行うことにより、地域からの国際協力・貢献につながります。

2. 外国人政策に関する国と東京都の動向

日本に在留する外国人人口は、リーマンショックの影響を受け、平成 20 年（2008 年）の約 222 万人をピークに減少しましたが、平成 24 年（2012 年）以降は増加傾向が続いています。

一方、東京都における外国人人口は、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災以降、一時的に減少していましたが、平成 26 年（2014 年）から再び増加傾向となり、平成 28 年（2016 年）には約 50 万人となっています。

また、訪日外国人観光客は、独立行政法人国際観光振興機構の推計によると平成 24 年（2012 年）には約 836 万人でしたが、平成 28 年（2016 年）は約 2,404 万人となり、国は平成 32 年（2020 年）には、4,000 万人の目標を掲げています。

【国の動向】

総務省では、平成 18 年（2006 年）に「多文化共生の推進に関する報告書」を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体における多文化共生の推進を促してきました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示され、市区町村の役割として、多文化共生の推進に関する指針・計画を作成した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組みを行うこととされています。

平成 24 年（2012 年）には、外国人登録制度が廃止されるとともに、日本に中長期在留する外国人を対象とする在留管理制度が改正され、在留外国人に対し、在留カードが交付されるようになりました。この改正に伴い、新たに外国人住民に係る住民基本台帳制度が始まり、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象となりました。さらに、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度を開始し、「高度専門職」の創設や介護に従事する外国人などの外国人労働者の受け入れに関する制度改正が行われています。また、平成 29 年（2017 年）には、総務省にて地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため多文化共生の優良な取り組みを紹介する「多文化共生事例集」が作成されました。

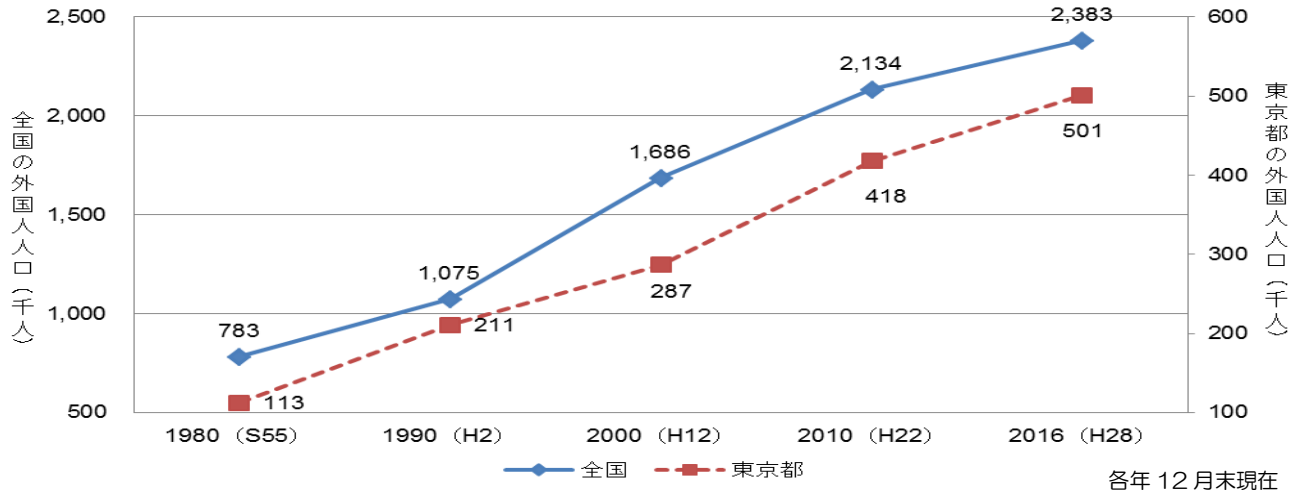
【東京都の動向】

東京都においては、平成 13 年（2001 年）に東京を外国人も住みやすく、活躍できるまちにするために「地域国際化推進検討委員会」を設置し、これまで生活情報の多言語提供や国際交流協会・支援団体とのネットワークづくりを推進する等様々な事業を実施しています。

平成 25 年（2013 年）には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、大会後のレガシーとして「誰もが幸せを実感でき、誰もが住み続けたい、世界一のグローバル都市」の実現を目標に掲げています。競技大会の開催に向け、表示・標識等の多言語表示やおもてなし語学ボランティアの育成、小中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育など海外からの来訪者を迎え入れるよう準備が進められています。

平成 28 年（2016 年）には、世界をリードするグローバル都市実現のために「東京都多文化共生推進指針」が作成され、基本目標として「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を掲げています。

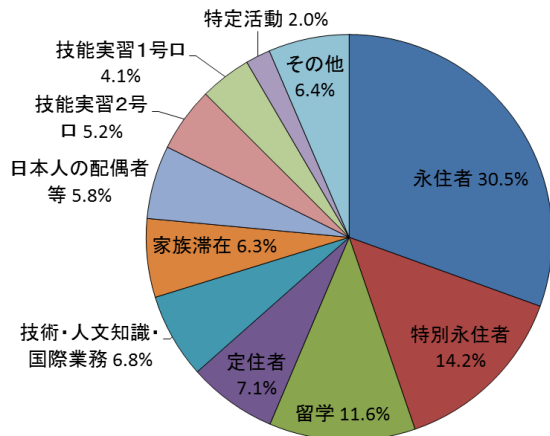
全国及び東京都の外国人人口の推移



出典：総務省統計局日本の長期統計系列、法務省在留外国人統計及び東京都の統計外国人人口を基に作成

全国における外国人の在留資格別状況

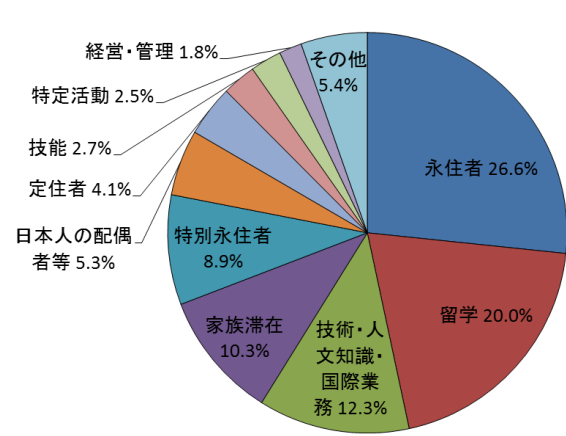
(平成 28 年 (2016 年) 12 月末現在)



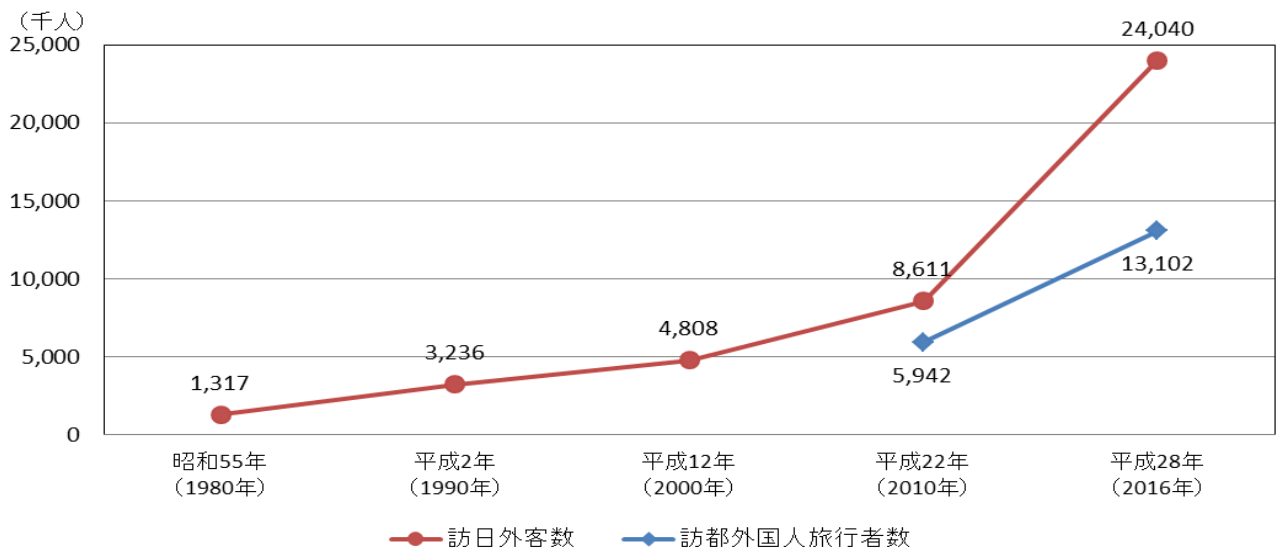
出典：法務省在留外国人統計

東京都における外国人の在留資格別状況

(平成 28 年 (2016 年) 12 月末現在)



訪日外客数、訪都外国人旅行者数の推移



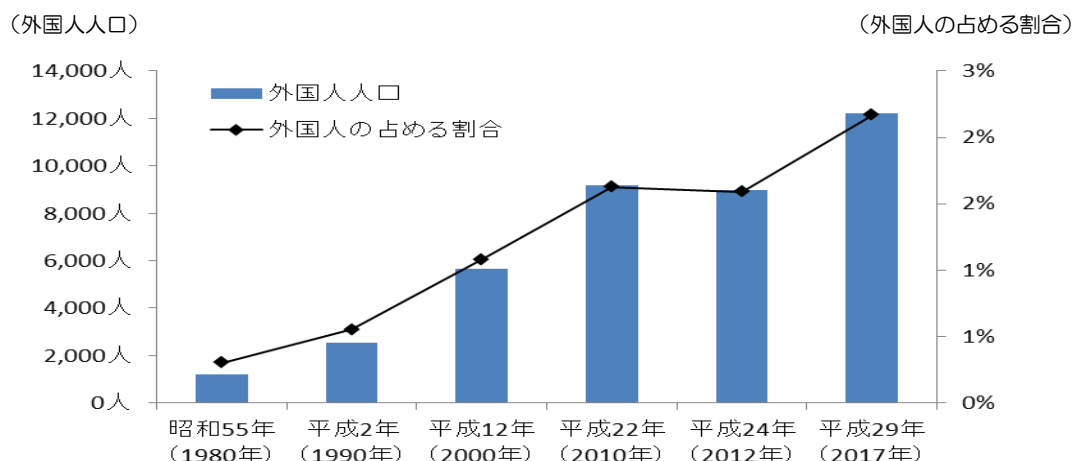
出典：独立行政法人国際観光振興機構「訪日外客数」及び東京都「東京都観光客数等実態調査」を基に作成

3. 八王子市の現状

＜八王子市における外国人人口と割合・・・各年12月末現在＞

(単位：人)

	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)
外国人人口	1,206	2,536	5,672	9,162	8,983	12,219
総人口	395,350	459,136	525,637	563,575	564,500	563,178
外国人の占める割合	0.31%	0.55%	1.08%	1.63%	1.59%	2.17%



本市の外国人人口は、平成2年(1990年)は2,536人でしたが、平成12年(2000年)には5,672人、平成22年(2010年)には9,162人と10年毎に概ね倍増しています。

また、プラン策定以降の5年間で、外国人人口は約3,200人増えています。

※ 平成24年(2012年)7月の住民基本台帳法の改正により、外国籍市民も住民基本台帳法の適用対象となりました。そのため、平成22年(2010年)までは、外国人登録による外国人数、平成24年(2012年)以降は、住民基本台帳による外国人数となっています。

＜八王子市における外国籍市民の在留資格内訳・・・各年12月末現在＞

(単位：人)

	永住者	留 学	特別永住者	日本人の 配偶者等	家族滞在	その他	計
平成24年 (2012年)	2,949	1,986	936	853	638	1,621	8,983
平成29年 (2017年)	3,598	3,778	825	733	809	2,476	12,219

平成24年(2012年)と平成29年(2017年)を比較すると、「永住者」と「留学」の在留資格者が増えています。特に「留学」の在留資格者は大幅に増えており、平成29年(2017年)では、最も多くなっています。

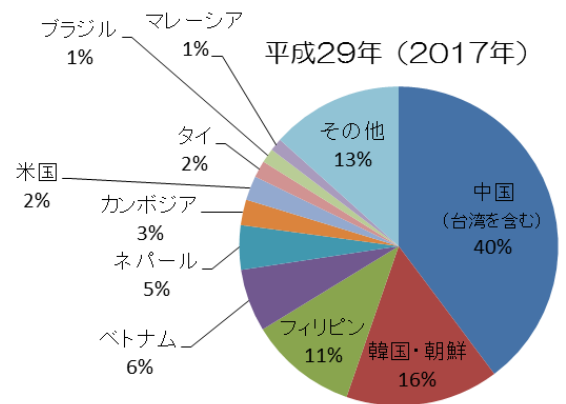
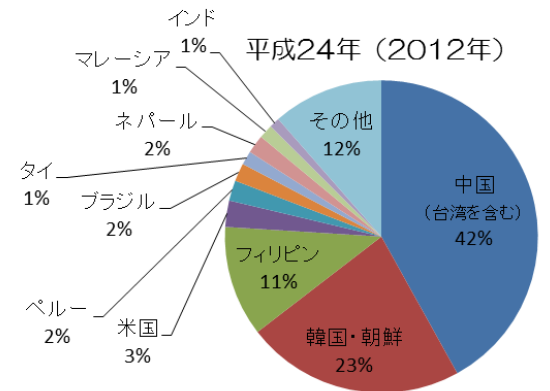
＜八王子市における外国籍市民の国籍別状況・・・各年 12 月末現在＞

(単位：人)

	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)
1	中国 (台湾を含む) 3,768	中国 (台湾を含む) 4,859
2	韓国・朝鮮 2,030	韓国・朝鮮 1,899
3	フィリピン 1,028	フィリピン 1,339
4	米国 245	ベトナム 776
5	ペルー 189	ネパール 550
6	ネパール 172	カンボジア 316
7	ブラジル 168	米国 301
8	マレーシア 130	タイ 209
9	タイ 128	ブラジル 178
10	インド 96	マレーシア 157
	全 98 か国 8,983	全 103 か国 12,219

平成 24 年 (2012 年) と平成 29 年 (2017 年) を比較すると、ベトナム、ネパール、カンボジアなどの外国籍市民の割合が増えています。

また、国籍数も 98 か国から 103 か国に増えています。



＜八王子市内 21 大学等における外国人留学生の内訳＞

◇ 外国人留学生の在籍状況 (各年 5 月 1 日現在)

(単位：人)

	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
人数	3,148	3,109	3,133	3,358	3,616

◇ 国籍の内訳 (平成 29 年 (2017 年) 5 月 1 日現在)

(単位：人)

中 国 (台湾を含む)	韓国・朝鮮	その他 アジア	ヨーロッパ	北米	中南米	その他	計
2,260	492	594	92	37	33	108	3,616

4. これまで行ってきた八王子市の主な取り組み

(1) 八王子市における多文化共生のまちづくり

本市では、平成元年（1989年）に、外国人留学生に対する支援事業として、市内に居住し市内の大学等に在籍する経済的な援助が必要な私費留学生に対し、奨学金の支給援助を開始しました。

その後、外国人の定住化や外国人留学生の増加が見込まれ、日本人市民と外国人市民が交流する機会が確実に増えていくものと予想しました。以降、市民生活のさまざまな場面において、外国人との交流を通して異文化に対する理解を深めると同時に、外国人市民にとっても住みやすく魅力のあるまちづくりを推進していくため、外国人留学生奨学金支給、国際化施策の推進・啓発、外国人市民との交流事業、多言語による生活情報の提供や海外姉妹都市提携に関する情報収集などを進めてきました。

平成16年（2004年）には、市民と在住外国人等との交流を促進し、在住外国人等の日本での生活を支援するとともに、情報提供などの活動の場として、国際交流コーナーを設置しました。このコーナーの運営は、市内で活動する5つの国際交流団体により同年に設立された「八王子国際交流団体連絡会」に委ね、在住外国人等との交流や生活支援などについて、市民と行政がより一層の協働関係で取り組むこととしました。

平成18年（2006年）9月に、外国人市民の社会参加を推進し、外国人市民と日本人市民がお互いの文化等を理解し、外国人市民にも暮らしやすいまちづくりを進めることを目的として、「外国人市民会議」を設置しました。

その後、平成23年（2011年）1月まで、3期に渡って「教育」、「医療」、「住居」、「就労」、「防災」について議論が行われ、市民会議から市に対して提言をいただきました。



＜第1期～第3期 市民会議提言書＞

平成25年（2013年）3月に、外国人市民会議からの提言や八王子国際化推進プラン検討委員会における議論を経て、本市が「多文化共生のまちづくり」を推進していくための指針として、「八王子市多文化共生推進プラン」を策定しました。

同年10月には、プランの進行管理や多文化共生推進施策への意見等を求めることを目的として、八王子市多文化共生推進評議会を設置し、以降、八王子国際協会をはじめとした外国人支援団体等と連携しながら、多文化共生のまちづくりを推進しています。

市の多文化共生推進組織の変遷

平成 2 年（1990 年）	7 月	生活文化部	文化課
平成 11 年（1999 年）	7 月	生涯学習部	交流課
平成 15 年（2003 年）	8 月	市民活動推進部	学園都市文化課
平成 18 年（2006 年）	4 月	市民活動推進部	学園都市文化課国際化推進担当
平成 21 年（2009 年）	10 月	市民活動推進部	国際交流課
平成 25 年（2013 年）	8 月	市民活動推進部	多文化共生推進課

(2) 海外友好交流都市との交流

本市では、市民の国際理解を深め、国際感覚を養うため、平成 18 年（2006 年）に、本市との共通点があり比較的往来しやすい距離のアジアの 3 都市（中国・泰安市、台湾・高雄市、韓国・始興市）と友好交流協定を締結し、これまで、青少年交流や文化交流、スポーツ交流など、様々な分野での交流を行っています。

市制施行 100 周年を迎えた平成 29 年（2017 年）には、本市出身の医師・肥沼信次博士（※）ゆかりのドイツ・ヴリーツェン市と友好交流協定を締結しました。

◇ 海外友好交流都市との協定締結日 ◇

中 国・泰安市	平成 18 年（2006 年）9 月 23 日
台 湾・高雄市	平成 18 年（2006 年）11 月 1 日
韓 国・始興市	平成 18 年（2006 年）11 月 7 日
ドイツ・ヴリーツェン市	平成 29 年（2017 年）7 月 10 日



中国・泰安市



台湾・高雄市



韓国・始興市



ドイツ・ヴリーツェン市

※肥沼信次博士【明治 41 年（1908 年）10 月 9 日生まれ】

八王子市中町出身の医師・肥沼信次博士は日本医科大学を卒業後、東京帝国大学放射線医学教室に入局。昭和 12 年（1937 年）にドイツに渡り、フリードリヒ・ヴィルヘルム大学（通称：ベルリン大学、現在のフンボルト大学）放射線医学研究所に入所しました。

第 2 次世界大戦終戦直後の昭和 20 年（1945 年）9 月、当時発疹チフスの蔓延していたヴリーツェン市の伝染病医療センターに唯一の医師として着任し、半年間にわたる献身的な治療により、多くのドイツ人の命を救いました。

しかし、昼夜を問わない激務の末、自身も発疹チフスを発症し、昭和 21 年（1946 年）3 月 8 日、37 歳の若さでこの世を去りました。

(3) 八王子国際協会

平成 20 年（2008 年）7 月に、八王子国際交流団体連絡会が母体となり、市民団体、関係機関や行政との協働により、八王子国際協会は設立しました。

八王子国際協会は、個人会員、団体会員及び賛助会員で構成されており、今後ますます増えていくと思われる外国人市民を地域の一員として迎え、誰もが心豊かで安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指す市民団体です。語学ボランティアや学習支援、国際理解教育、医療通訳ボランティア、災害時通訳ボランティアなど、会員がボランティアとして活躍できる場を創出しています。

企業、大学、関連団体などとの連携を強化し、自主事業や市の補助・委託事業により、外国人市民を対象とした生活相談や暮らしの情報提供の窓口である在住外国人サポートデスクの運営や国際理解教育、子どもたちへの学習支援などに取り組み、多文化共生社会の実現をめざしています。

八王子国際協会の会員数（平成 29 年（2017 年）12 月 1 日現在）（単位：人・団体）

	個人会員	団体会員	賛助会員	会員総数
会員数	287	9	団体 5／個人 1	302

在住外国人サポートデスクの相談件数（単位：件）

	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
相談件数	461	889	1,149	1,012	960



八王子国際協会が進める多文化共生社会の木（イメージ）

5. 多文化共生のまちづくりを進めるうえでの主要な課題

外国人市民及び日本人市民へのアンケート調査や関係団体へのヒアリング、多文化共生推進評議会における議論から以下のような課題が挙げられました。

《情報提供》

行政情報や各種申請書、駅やまちなかの案内図等は徐々に多言語化されていますが、アンケート調査等では、さらなる多言語化が求められています。また、教育や医療・福祉などに関する仕組みや制度、災害時の対応などは、内容が難しく、多言語化された文書だけでは理解できないという意見もあります。しかし、本市の外国人市民の国籍は100か国以上となっており、全ての母語に対応することは難しい状況にあります。

そのため、主要な言語を中心としてできる限り多言語化に取り組むとともに、「やさしい日本語」の普及と活用を推進するなど、効果的な情報発信を検討する必要があります。

《日本語の学習》

外国人市民の定住化が進み、日本での進学や就職を希望する人も増えていることから、日本語学習のニーズは高まることが予想できます。今後、日本語学習支援者の確保が必要になりますが、日本語学習支援者を育成する講座の受講が、日本語学習支援者としての活動につながらない場合があります。また、市やボランティア団体による各種日本語学習教室は、開催場所や日時が限られており、利用することが困難な外国人市民もいます。

外国人市民が日本で生活をしていくには、日本語能力の向上が欠かせません。そのため、日本語学習支援を実施するボランティア団体等と連携し、日本語学習支援者の育成や活動を支援するとともに、外国人市民が日本語を学びやすい環境を整備する必要があります。

《外国人市民の地域参加》

外国人市民は、日本人市民と比べて町会・自治会への加入率が半分程度に留まっているなど、地域との関わりが希薄な傾向があります。外国人市民が地域社会の一員としてまちづくりに参加していくことは、地域の活性化に加え、「これからも八王子で暮らしたい」という外国人自身の地域愛の確立につながります。また、市内に住み続ける外国人市民には、地域社会の一員として活躍することも期待されており、従来の生活支援にとどまらず、外国人市民が主体的に地域社会に関わり、より豊かな生活を送ることができるよう、地域活動への参加の機会拡大に取り組む必要があります。

《生活支援》

外国人市民アンケートによると、住居への入居や就職時に差別を受けたと感じている人がいます。また、外国人が働く環境の改善や外国人就業者の家族への支援を求める人も多く、外国人市民が安心して暮らせるよう、住居や就労などの生活支援の充実を図る必要があります。

《外国人留学生》

独立行政法人日本学生支援機構の調査によると、平成 27 年（2015 年）度の私費留学生の卒業後の進路希望は「日本において就職希望」が 63.6%ですが、外国人留学生全体の進路のうち、日本国内で就職した者は 30.1%で、外国人留学生の希望と現実とに乖離があります。市内においては、外国人留学生の進路支援における市や大学コンソーシアム八王子との連携を希望している大学等が多いほか、外国人留学生の雇用に前向きな企業もあるため、外国人留学生と市内企業のマッチング等の支援が求められています。

また、市内には、大学等への進学をめざす外国人留学生を対象とした日本語学校が増えているため、日本語学校に所属する外国人留学生の実態の把握や支援策の検討が必要となります。

《多文化共生意識の啓発、国際理解の推進》

市政モニターアンケートでは、外国人が増えていくことに対して不安を感じたり、心配をしている人がいます。また、「多文化共生という言葉を知っている」、「以前と比べて国際感覚が豊かになった」と答えた人は多くありません。多文化共生のまちづくりを進めるうえで、市民の多文化共生意識や国際感覚の醸成のため、日本人と外国人の交流イベントの開催や小中学校での国際理解教育など、多文化共生意識の啓発、国際理解の推進を図る必要があります。

《外国人観光客等への対応》

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人観光客等のさらなる増加が見込まれています。外国人観光客等への情報提供をはじめ、観光施設や商店街等における多言語対応、外国人向けサービスの提供、人材育成など、外国人観光客等へのおもてなしの体制を充実させる必要があります。

第2章 多文化共生推進プランの基本的な考え方

1. 八王子市がめざす多文化共生のまちづくりの考え方

近年のグローバル化の進展の中で、本市においても外国籍市民が増加しており、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなどのアジアを中心に 12,219 人（平成 29 年（2017 年）12 月末）が暮らしています。また、高尾山には多くの外国人観光客が訪れるなど、外国人を見かけることは日常の光景となり、海外に行かなくとも外国人と触れあう機会が増えています。

こうした中、本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022」で掲げている基本理念の「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」の実現には、地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として共に認め合い、言葉の壁、心の壁を取り除き、安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりが必要と考えています。

本プランでは、本市がめざす多文化共生のまちづくりを基本理念に掲げ、その実現に向けた基本目標を設定し、本市の多文化共生施策の指針を示しています。

（1）基本理念

国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、
活かし合いながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり

（2）基本目標

基本目標 1

外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

基本目標 2

国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

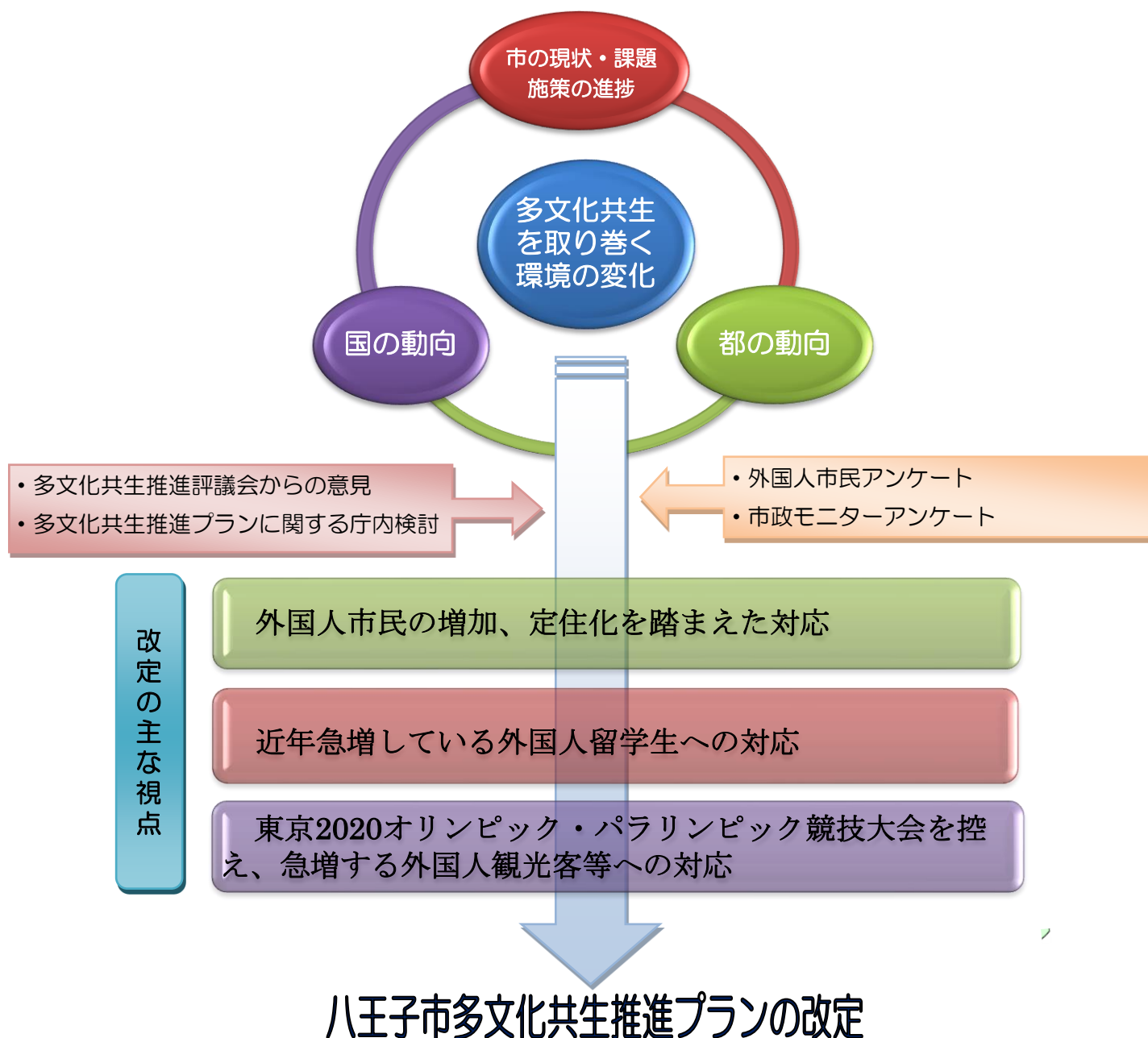
2. 八王子市多文化共生推進プラン改定の考え方

本市では、平成 25 年（2013 年）度から 34 年（2022 年）度までを計画期間とし、プランに基づき、各施策を展開してきました。

プラン策定後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や東京都が「東京都多文化共生推進指針」を策定するなど、国や東京都の動向も大きく変化しています。本市においても外国人市民や外国人観光客が増加するなど、多文化共生施策に関連する様々な社会的な変化が起こっています。

こうした多文化共生を取り巻く環境の変化やプラン策定以降の施策の進捗状況などを反映するため、計画期間の中間年度を迎えるにあたり、プランの改定を行いました。

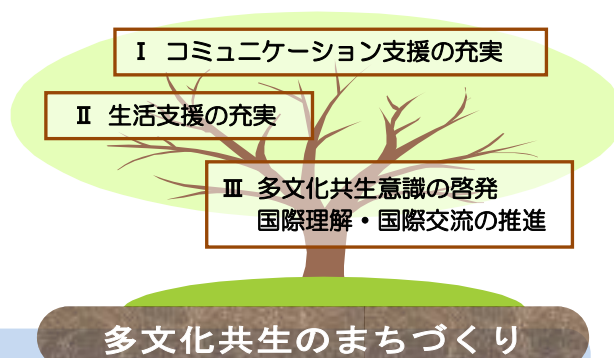
改定にあたっては、外国人市民及び日本人市民へのアンケートや多文化共生推進評議会からの意見等を踏まえ、平成 25 年（2013 年）に策定した「八王子市多文化共生推進プラン」の基本理念、基本目標は維持しながら、新たな課題に対応する施策を盛り込み、引き続き、多文化共生のまちづくりの推進に取り組んでいく内容としています。



第3章 推進施策とプランの体系

1. 施策の柱

プランの基本理念、基本目標を踏まえ、本市の特性を活かしながら、めざすべき多文化共生推進施策を三本の柱を中心に計画的に取り組めます。



I コミュニケーション支援の充実

外国人市民が生活していくうえで必要なコミュニケーションの支援を行うとともに、市政情報などを「やさしい日本語」や多言語で提供します。また、外国人市民が積極的に社会参加できるような機会を提供します。

II 生活支援の充実

外国人市民の増加や定住化が進む中、外国人市民も地域で安心して生活できるよう、「外国人市民会議」や「多文化共生推進評議会」、アンケート等を踏まえ、教育、医療・福祉、住居、就労、防災、外国人留学生の生活に関する支援等の更なる充実を図っていきます。

III 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

地域に住む外国人市民や海外友好交流都市との市民交流事業を通して、市民の多文化共生意識を啓発するとともに、市民の国際感覚を醸成し、国際理解を深めていきます。

2. 計画期間

計画期間は、平成 25 年(2013 年)度からの 10 年間とし、計画の目標年度を平成 34 年(2022 年)度とします。

平成 30 年(2018 年)3 月の改定に伴う期間の変更はありません。

3. 地域における各主体の役割と連携

(1) 市民の役割

市民や八王子国際協会をはじめとした外国人支援団体等には、独自性と創造性を活かし、外国人市民のための日本語支援や交流事業等、多文化共生の担い手としての主体的な活動を期待します。また、外国人市民には、日本の文化や習慣を理解するとともに、地域社会の一員として積極的に地域の活動に参加することを期待します。

(2) 地域の役割

町会・自治会、NGO・NPO、企業、教育機関等の関係機関には、その専門性や広いネットワークを活かした、日本人市民への多文化共生の意識啓発や外国人市民への支援等の地域貢献を期待します。

(3) 市の責務

市は、外国人市民への行政サービスの提供者であるとともに、多文化共生のまちづくりの指針を掲げ、国や東京都、地域における各主体と連携し、多文化共生社会の実現に向けた体制づくりを担います。

4. 基本目標に対する指標

このプランでは、基本理念の実現に向け、基本目標の達成度を測る指標を設定します。この指標は、本市における多文化共生施策の効果を把握できるよう進捗管理を行っていくものです。

基本目標 1 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

指標	現状値 【平成 28 年（2016 年）度】	目標値 【平成 34 年（2022 年）度】
八王子市にこれからも住みたいという 外国人市民の割合	75.4% 脚注 ^I	85%
語学ボランティア登録者数	225 人 脚注 ^{II}	300 人
外国人市民の町会・自治会加入率	26.8% 脚注 ^{III}	40%

基本目標 2 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

指標	現状値 【平成 28 年（2016 年）度】	目標値 【平成 34 年（2022 年）度】
国際感覚が豊かになったと感じる 市民の割合	31.9% 脚注 ^{IV}	50%
市や八王子国際協会が開催する事業への 参加者数	7,962 人	9,700 人

^I 平成 28 年（2016 年）度外国人市民アンケート調査より、「これからも八王子市に住みたい」と回答した割合

^{II} 平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在

^{III} 平成 28 年（2016 年）度に法務省が実施した外国人住民アンケート調査より、「町内会・自治会があることを知っている」と回答し、さらに「町内会・自治会に入っている」と回答した割合

^{IV} 平成 28 年（2016 年）度第 2 回市政モニターアンケート調査より、「以前から豊かである」、「豊かになった」、「どちらかといえば豊かになった」と回答した割合の合計

5. 施策の体系図

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	推進する施策		
国籍、民族、文化の違いを認め合い、助け合い、活かしながら、共に暮らす多文化共生のまちづくり	＜目標１＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現	Ⅰ コミュニケーション支援の充実	1. 多言語等による情報提供の充実	1 行政情報、各種申請書の多言語化		
				2 多言語による窓口対応、相談事業の充実		
				3 語学ボランティア等の育成と活用	〔重〕	
				4 案内表示等の多言語化		
				5 やさしい日本語の普及と活用	〔重〕	
			2. 日本語学習支援	6 日本語学習支援者の育成と活用		
				7 外国人市民向け日本語学習機会の提供		
				3. 外国人市民の社会参加	8 外国人市民のネットワーク活性化	
					9 外国人市民の社会参加の支援	〔重〕
					10 外国人市民の町会・自治会等への加入促進	
		Ⅱ 生活支援の充実	1. 教 育	11 帰国・外国人児童生徒等への情報提供		
				12 帰国・外国人児童生徒への日本語による学習支援		
				13 不就学の外国人児童生徒等への対応		
				14 帰国・外国人児童生徒の進路指導の充実		
			2. 医療・福祉	15 多言語で対応できる医療機関の情報提供		
				16 外国人にもわかりやすい医療・福祉・子育て情報の充実		
				17 外国人患者への多言語対応の充実		
			3. 住 居	18 多言語による暮らしに関連する情報の充実		
				19 外国人市民への入居差別の解消、居住支援		
			4. 就 労	20 外国人市民の就職・就業環境の改善	〔重〕	
				21 外国人就業者とその家族の支援		
			5. 防 災	22 災害時のわかりやすい情報提供		
				23 外国人市民への防災・災害対応に関する意識の啓発		
				24 災害時における外国人支援の仕組みの整備		
				25 災害時の通訳ボランティアの育成・支援		
				6. 外国人留学生	26 外国人留学生への生活支援	
			27 外国人留学生への就職支援		〔重〕	
			28 外国人留学生の能力を活用した地域活性化		《新》〔重〕	
			29 日本語学校に所属する外国人留学生の支援		《新》	
	＜目標２＞ 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現	Ⅲ 多文化共生意識の啓発 国際理解・国際交流の推進	1. 多文化共生意識の啓発	30 多文化共生意識啓発に関する事業の実施		
				31 多文化共生を推進する市民の育成	〔重〕	
				32 多文化共生意識啓発期間の設定	《新》	
			2. 国際理解・国際協力	33 国際理解の推進	〔重〕	
				34 国際協力団体等との連携による国際協力及び啓発		
			3. 外国人観光客等へのおもてなし	35 外国人観光客等への観光案内	〔重〕	
				36 おもてなしマインドの推進	《新》	
				37 国際的なビジネスイベントへの対応	《新》	
			4. 海外友好交流都市等との交流	38 海外友好交流都市との交流		
				39 青少年による文化・スポーツ等の海外交流事業の推進		
				40 市民・民間団体等の海外交流事業の支援		

※《新》・・・多文化共生推進プランの改定に伴い、新規で追加しているもの
 [重]・・・「第3章 6. 重点施策」において、重点施策に設定しているもの

6. 重点施策

基本目標に対する指標を達成し、基本理念である「多文化共生のまちづくり」を実現するため、重点的に取り組む施策を設定します。

施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実

行政情報や各種申請書、駅やまちなかの案内図等は徐々に多言語化されていますが、現在、本市の外国人市民の国籍は100か国以上となっており、全ての母語に対応することは難しい状況にあります。行政情報等の多言語化や語学ボランティアの育成・活用に加え、「やさしい日本語」の普及と活用を推進するなど、効果的な情報発信に努めます。

また、市内に住み続ける外国人市民には、地域社会の一員として活躍することが期待されています。しかし、町会・自治会への加入率が低いなど、地域との関わりが希薄な傾向があるため、外国人市民等も参加できるイベントを企画・支援するとともに、主体的に参加・活躍できる環境の整備に努めます。

重点 施策

- No.3 語学ボランティア等の育成と活用
- No.5 やさしい日本語の普及と活用
- No.9 外国人市民の社会参加の支援

施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

外国人市民アンケートでは、外国人だから働くことを断られたことがある人がいるほか、外国人の働く環境を良くしてほしいと回答した人は多くいます。外国人市民の増加や定住化が進み、市内企業への就職希望者の増加も見込まれるため、市内企業の現状を把握し、外国人市民の就職・就業環境に関する支援に努めます。

また、国の「留学生30万人計画」や各大学等の外国人留学生受け入れ計画等により、ここ数年で「留学」の在留資格者は大幅に増えています。急増する外国人留学生に対しては、生活支援の強化が求められている一方、地域の活性化への貢献を期待する人も多いため、就職等の生活支援を強化するとともに、地域との関わりが強まり、外国人留学生ならではの視点や能力が地域活性化に結びつくよう、支援に努めます。

重点 施策

- No.20 外国人市民の就職・就業環境の改善
- No.27 外国人留学生への就職支援
- No.28 外国人留学生の能力を活用した地域活性化

施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

市政モニターアンケートでは、外国人が増えていくことに対して不安を感じたり、心配をしている人もおり、市民の多文化共生意識を啓発する必要があります。また、以前と比べて国際感覚が豊かになったと回答した人は少なく、国際性豊かな市民感覚の醸成も必要です。多文化共生のまちづくりを進めていくためには、日本人と外国人の交流イベントの開催や意見交換の機会が必要と考える人は多く、多文化共生意識の醸成や国際理解・国際交流の推進を図るイベントを企画するとともに、多文化共生を推進する市民の育成や主体的に活動できる環境の整備に努めます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催のほか、本市においては国際的なビジネスイベントに対応可能なコンベンション施設を含む東京都の産業交流拠点の開設が予定されており、外国人観光客のさらなる増加が見込まれています。外国人市民や外国人留学生、語学ボランティア等と協力し、多言語による観光案内の体制の充実を図るとともに、観光施設や商店街等における外国人観光客対応を支援し、外国人観光客等へのおもてなしに努めます。

重点 施策

- No.31 多文化共生を推進する市民の育成
- No.33 国際理解の推進
- No.35 外国人観光客等への観光案内

7. 推進する施策

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実

└ 施策のテーマ1 多言語等による情報提供の充実



施策No.1	行政情報、各種申請書の多言語化
現 状	●外国人のためのくらしの便利帳の発行、市のホームページの多言語化等による行政情報の提供や各種申請書等の翻訳を進めているが、アンケート結果等においても、さらなる多言語化の要望が多い。 ●外国人市民の増加や定住化が進み、多言語化した行政情報、各種申請書の活用頻度が増えることが見込まれている。
これまでの主な取り組み	■外国人のためのくらしの便利帳、外国人向け情報誌「Ginkgo」 ■多言語ホームページによる休日医療機関情報、イベント情報等 ■自動翻訳システムによる市ホームページの多言語化 ■英語・中国語による休日診療やイベント情報等のメール配信サービス ■各種申請書、施設利用案内等行政パンフレット等の翻訳
施策概要	行政情報、各種申請書の翻訳を進め、多言語による情報提供の充実を図る。
所 管	全所管

施策No.2	多言語による窓口対応、相談事業の充実
現 状	●外国人市民の増加や定住化が進み、市役所窓口等に手続きや相談に来る外国人が増えている。 ●電話による通訳サービスの導入に加え、多文化共生推進事業協力員（外国語を話することができる職員）、八王子国際協会の語学ボランティアが、市役所窓口等における外国人の案内や相談の通訳を行っている。
これまでの主な取り組み	■多文化共生推進事業協力員制度 ■市役所窓口での電話による通訳サービス ■多言語シートを用いた窓口対応 ■翻訳アプリを用いた窓口対応 ■八王子国際協会との通訳業務委託契約 ■在住外国人サポートデスク等、各種相談事業
施策概要	多文化共生推進事業協力員や八王子国際協会の語学ボランティアによる通訳のほか、多言語シートやICT 技術等の活用により、多言語による窓口対応等の充実を図る。
所 管	全所管

施策No.3	語学ボランティア等の育成と活用	重点
現 状	●八王子国際協会の語学ボランティアの登録者数は、年々増加傾向にあり、多様な言語への対応も可能となっている。 ●外国人市民や外国人観光客が増加傾向にあるほか、国際的なイベントなども開催されている。	
これまでの主な取り組み	■語学ボランティアの登録制度 ■語学ボランティア研修 ■語学ボランティアによる、在住外国人サポートデスクでの相談業務 ■おもてなし語学ボランティア育成講座	
施策概要	市役所窓口や在住外国人サポートデスクのほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なイベント等においても語学ボランティア等が活躍できるよう支援する。	
所 管	多文化共生推進課	

施策No.4	案内表示等の多言語化
現 状	●外国人市民や外国人観光客が増加傾向にあり、市の施設における案内表示等のさらなる多言語化が求められている。 ●駅やまちなかの案内図等の多言語化は徐々に進んでいるが、対応地域の拡充が求められる。
これまでの主な取り組み	■市役所、事務所、スポーツ施設等、市の施設内における案内表示等の多言語化 ■八王子駅周辺や観光案内所の案内図等の多言語化
施策概要	市の施設や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて多言語案内表示重点地区に指定された八王子駅周辺地域等の多言語案内表示の充実を図る。
所 管	関連所管

施策No.5	やさしい日本語の普及と活用	重点
現 状	●本市の外国人市民の国籍は 100 か国以上となっており、全ての外国人市民の母語の翻訳や通訳に対応することは困難になっている。 ●外国人市民の定住化が進み、簡単な日本語での日常会話であれば意思の疎通が可能な外国人市民も増えている。 ●一部の行政情報を「やさしい日本語」で提供しているが、「やさしい日本語」の認知度は低い。 ●東京都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーになるよう、「やさしい日本語」の普及に取り組んでいる。	
これまでの主な取り組み	■市民向けやさしい日本語講座 ■職員研修	
施策概要	「やさしい日本語」の普及啓発に努めるとともに、マニュアルの作成及び職員研修等により、行政情報の提供や窓口対応等における「やさしい日本語」の活用を推進する。	
所 管	全所管	

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実

└ 施策のテーマ2 日本語学習支援



施策No.6	日本語学習支援者の育成と活用
現 状	●外国人市民の増加や定住化が進んでおり、日本語学習のニーズが高まっている。 ●日本語ボランティア養成講座及びステップアップ講座を行っているが、各講座の参加者が、日本語学習支援者として活躍することが少ない。
これまでの主な取り組み	■日本語ボランティア養成講座 ■日本語ボランティア・ステップアップ講座
施策概要	日本語学習支援を実施するボランティア団体等と連携し、日本語学習支援者の育成及び活動機会の充実を図る。
所 管	多文化共生推進課

施策No.7	外国人市民向け日本語学習機会の提供
現 状	●外国人市民の増加や定住化が進んでおり、日本語学習のニーズが高まっている。 ●市やボランティア団体が各種日本語学習教室を開催しているが、開催場所や日時が限られており、利用できない外国人市民もいる。 ●東京都が都内で開催されている日本語学習教室の情報を提供している。
これまでの主な取り組み	■市による日本語学習教室 ■ボランティア団体による日本語学習教室
施策概要	市内で開催する各種日本語学習教室の場所や日時等を配慮し、外国人市民が学びやすい環境を整備するほか、市内外問わず日本語学習教室の情報提供の充実を図る。
所 管	学習支援課、多文化共生推進課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実

└ 施策のテーマ3 外国人市民の社会参加



施策No.8	外国人市民のネットワーク活性化
現 状	●フェイスブック上に6言語のグループを構築しているが、参加者数の増加等による活性化が必要である。 ●各グループに提供する情報の充実が必要である。 ●市では現状把握はできていないが、教会やモスク、飲食店等に集まる外国人コミュニティがいくつか存在している。
これまでの主な取り組み	■フェイスブックを活用した、6言語のグループの運営 ■フェイスブック上のグループへの参加を促すためのイベントの実施 ■地球市民プラザ会議室の運営
施策概要	八王子国際協会が外国人市民、日本人市民のコミュニケーションの場としても機能するよう周知するとともに、イベントの実施、情報提供の充実、キーパーソンの育成等によるネットワークの活性化を図る。
所 管	多文化共生推進課

施策No.9	外国人市民の社会参加の支援	重点
現 状	●外国人市民の定住化傾向をかんがみ、従来の生活支援にとどまらず、日本人市民とともに活躍できるよう、社会参加を促進する必要がある。 ●外国人市民が平成29年（2017年）度八王子いちょうまつりで実行委員長を務めたなどの実績もある。 ●東京都は、「日本人と外国人がともに活躍できる環境の整備」を目標に掲げている。	
これまでの主な取り組み	■国際交流フェスティバル ■語学講座講師、世界の人とふれあいタイムでのゲストスピーカー ■小中学校における国際理解教育のゲストティーチャー	
施策概要	外国人市民の能力を活かしたボランティア等社会活動への参加を促進するとともに、外国人市民が日本人市民とともに主体的に社会参加できる環境を整備する。	
所 管	多文化共生推進課	

施策No.10	外国人市民の町会・自治会等への加入促進
現 状	●外国人市民の定住化が進み、地域で日本人市民とともに活躍できるよう、地域参加を促進することが求められている。 ●外国人市民の町会・自治会への加入率は低い。 ●外国人市民アンケートでは、生活に関する情報を町会・自治会等から得ている外国人市民が少ない。
これまでの主な取り組み	■町会・自治会への加入案内の多言語化 ■地域の防災訓練への参加
施策概要	町会・自治会等に関する情報の多言語化を進めるほか、町会・自治会とつながるきっかけを作り、町会・自治会への理解を深めることで、加入促進を図る。
所 管	協働推進課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ 1 教育



施策No.11	帰国・外国人児童生徒等への情報提供
現 状	●外国人市民アンケートでは、多言語による通知を求める回答が多い。 ●帰国・外国人児童生徒やその保護者への案内等は、多言語化されているが、まだ一部にとどまっている。
これまでの主な取り組み	■定型的な通知の多言語化 ■外国人児童生徒のための就学ガイドブック ■広報はちおうじ、外国人向け情報誌「Ginkgo」等を活用した就学案内や就学支援制度の周知
施策概要	文部科学省が提供している「帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト（かすたねっと）」等を活用し、帰国・外国人児童生徒等への多言語による情報提供を図る。
所 管	指導課、教育支援課

施策No.12	帰国・外国人児童生徒への日本語による学習支援
現 状	●日本語の習得が不十分な帰国・外国人児童生徒に対して、日本語学級の設置、外国籍等児童生徒就学時支援者の派遣、日本語巡回指導等による支援を行っている。 ●学外にて八王子国際協会、世界の子どもと手をつなぐ学生の会による学習支援が実施されている。
これまでの主な取り組み	■日本語学級（第六小・打越中）、外国籍等児童生徒就学時支援者、日本語巡回指導 ■八王子国際協会による学習支援教室 ■世界の子どもと手をつなぐ学生の会（CSS）による学習支援
施策概要	帰国・外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう、市及び教育委員会、ボランティア団体等が連携し、日本語による学習支援の充実を図る。
所 管	教育支援課、指導課、多文化共生推進課

施策No.13	不就学の外国人児童生徒等への対応
現 状	●不就学の外国人児童生徒等への通知を多言語で送付している。 ●学齢期に達している不就学の外国人児童生徒等への就学案内・支援制度等については、広報はちおうじや外国人向け情報誌等で周知している。
これまでの主な取り組み	■就学案内等の多言語化 ■広報はちおうじ、外国人向け情報誌「Ginkgo」等を活用した就学案内・支援制度の周知
施策概要	多言語化した就学案内等を活用し、不就学の外国人児童生徒とその保護者への情報提供の充実を図る。
所 管	教育支援課、多文化共生推進課

施策No.14	帰国・外国人児童生徒の進路指導の充実
現 状	●外国人市民の増加や定住化が進んでおり、日本での進学等を希望する帰国・外国人児童生徒も増えている。 ●進路指導者が帰国・外国人児童生徒やその保護者と円滑なコミュニケーションを図ることができないことがある。
これまでの主な取り組み	■八王子国際協会による高校進学ガイダンス ■八王子国際協会による学習支援教室
施策概要	進学等に関する情報の多言語化や高校進学ガイダンス等による進路指導の充実を図る。
所 管	指導課、多文化共生推進課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ2 医療・福祉



施策No.15	多言語で対応できる医療機関の情報提供
現 状	●外国人市民や外国人観光客が増加傾向にあり、医療機関を利用する外国人が増えている。 ●外国人市民アンケートでは、多言語で対応できる医療機関の情報を求める回答が多い。
これまでの主な取り組み	■東京都医療機関案内サービス「ひまわり」の案内 ■多言語ホームページ、メール配信サービスによる休日医療機関情報 ■多言語医療問診票の配付
施策概要	多言語対応可能な医療機関のリストを作成し、外国人市民が自ら適切な医療機関を選択できる体制を構築する。
所 管	地域医療政策課、多文化共生推進課

施策No.16	外国人にもわかりやすい医療・福祉・子育て情報の充実
現 状	●外国人市民の定住化が進み、簡単な日本語での日常会話であれば意思の疎通が可能な外国人市民も増えている。 ●外国人市民アンケートでは、多言語で対応できる相談体制を求める回答が多い。
これまでの主な取り組み	■英語・中国語による休日診療等のメール配信サービス ■介護保険、予防接種通知等の各種通知の多言語での配布 ■多言語版母子健康手帳の配布 ■多言語版子育てガイドブックの作成 ■多言語医療問診票の配付
施策概要	医療・福祉制度や子育てなどに関する情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用を促進し、情報提供、窓口対応の充実を図る。
所 管	関連所管

施策No.17	外国人患者への多言語対応の充実
現 状	●外国人市民や外国人観光客が増加傾向にあり、医療機関を利用する外国人患者が増えている。 ●外国人市民アンケートでは、診察や検診時での医師等とのコミュニケーションに困るという回答が多い。 ●東京都は東京都医療機関案内サービス「ひまわり」にて多言語対応の病院を紹介している。
これまでの主な取り組み	■八王子国際協会が医療ボランティア委員会を設置 ■医療通訳ボランティアへのフォローアップ研修 ■東京都等への広域医療通訳ボランティア派遣制度構築の要望 ■多言語医療問診票のホームページ掲載、外国人のためのくらしの便利帳での周知
施策概要	医療通訳ボランティアへの研修やICT 技術等の活用により、多言語対応の充実を図る。
所 管	地域医療政策課、多文化共生推進課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ3 住居



施策No.18	多言語による暮らしに関連する情報の充実
現 状	●外国人市民の増加や定住化が進み、多言語化した暮らしに関連する情報の活用頻度が増えることが見込まれる。 ●外国人市民アンケートでは、多言語による地域のルールブック等を求める回答が多い。
これまでの主な取り組み	■外国人のためのくらしの便利帳 ■「家庭用ごみ・資源物収集カレンダー補助冊子」等の多言語化
施策概要	生活上のルールや住居に関する基礎知識等の情報を多言語化するとともに、関係機関等と連携して外国人市民への効率的な周知を図る。
所 管	関連所管

施策No.19	外国人市民への入居差別の解消、居住支援
現 状	●外国人市民アンケートでは、入居差別を受けたことがあるという回答がある。 ●外国人市民アンケートでは、住居に関する相談体制や入居時の代行保証制度の充実を求める回答が多い。 ●住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居を促進するため、不動産関係団体、住居支援団体等と連携し、八王子市居住支援協議会を設置、運営している。
これまでの主な取り組み	■外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金制度 ■八王子市居住支援協議会による入居支援 ■住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録
施策概要	外国人市民が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境を整備するため、外国人であることを理由に入居を拒まない住宅の確保に取り組むとともに、入居の受入れにあたり賃貸人が抱く不安を解消するための入居支援を行う。
所 管	住宅政策課、多文化共生推進課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ 4 就労



施策No.20	外国人市民の就職・就業環境の改善	重点
現 状	●外国人市民の増加や定住化が進んでおり、日本での就職等を希望する外国人市民も増えている。 ●外国人市民アンケートでは、外国人だから働くことを断られるという回答があるほか、外国人が働く環境を良くすることが必要という回答が多い。	
これまでの主な取組み	■外国人雇用及び就業環境をテーマにした講演会 ■留学生のための就職支援セミナー ■留学生のための企業めぐり	
施策概要	事業者や関係機関と連携し、就職支援セミナー等の開催や外国人市民を採用した企業への支援等により、就職・就業環境の改善を図る。	
所 管	産業政策課、企業支援課、防犯課、多文化共生推進課	

施策No.21	外国人就業者とその家族の支援
現 状	●外国人市民の増加や定住化が進んでおり、市内で働く外国人市民とその家族は増えている。 ●外国人就業者は、家族が日本になじめないなど、雇用者だけではフォローしきれない問題で退職してしまうことがある。 ●外国人市民アンケートでは、外国人が就職後の悩みを相談できる窓口を希望する意見がある。
これまでの主な取組み	■在住外国人サポートデスクでの生活相談 ■フェイスブックを活用した、6言語のグループの構築
施策概要	在住外国人サポートデスク等の相談窓口の充実を図るほか、関係機関等と連携し、就業者とその家族を支援する。
所 管	産業政策課、企業支援課、多文化共生推進課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ5 防災



施策No.22	災害時のわかりやすい情報提供
現 状	●外国人市民アンケートでは、災害時の対応がわからないという回答が多い。 ●本市の外国人市民の国籍は 100 か国以上となっており、災害が少ない国の出身の外国人市民もいる。
これまでの主な取り組み	■八王子国際協会が防災・災害対応委員会を設置 ■多言語版の防災マップ、災害ヘルプカードの作成 ■外国語版防災ガイドの作成（7 言語）
施策概要	関係機関と連携し、災害時の情報提供方法の多様化や内容の多言語化を進めるとともに、「やさしい日本語」を活用した防災情報の提供を図る。
所 管	防災課、広報課、多文化共生推進課

施策No.23	外国人市民への防災・災害対応に関する意識の啓発
現 状	●本市の外国人市民の国籍は 100 か国以上となっており、災害が少ない国の出身の外国人市民も多く、災害に関する知識が不足していることが予想できる。 ●防災訓練に参加する機会が少ない。
これまでの主な取り組み	■八王子市総合防災訓練への外国人市民の参加 ■町会・自治会・市民センター等の防災訓練への外国人市民の参加 ■立川防災館等を利用した外国人市民向け防災訓練の実施
施策概要	新たに多言語版防災マニュアルを作成するほか、各種防災訓練への参加を促進し、防災・災害対応に関する知識を学ぶ機会の充実を図る。
所 管	防災課、多文化共生推進課

施策No.24	災害時における外国人支援の仕組みの整備
現 状	●市民センターと連携して、避難所開設訓練を実施している。 ●災害時における外国人支援の仕組みは整備されたが、外国人支援訓練等による検証が必要である。
これまでの主な取り組み	■八王子国際協会が防災・災害対応委員会を設置 ■災害時外国人支援マニュアルの策定 ■市民センターにおける外国人支援訓練
施策概要	災害時外国人支援マニュアルの見直し等、外国人支援の仕組みの検証及び再整備を検討する。
所 管	防災課、協働推進課、多文化共生推進課

施策No.25	災害時の通訳ボランティアの育成・支援
現 状	●災害時通訳ボランティアに対する研修を実施している。 ●外国人市民や外国人観光客が増加傾向にあり、災害時における通訳ボランティアによる支援の必要性は高まっている。
これまでの主な取り組み	■八王子国際協会が防災・災害対応委員会を設置 ■災害時外国人支援マニュアルの策定 ■災害時通訳ボランティア ■災害時通訳ボランティアの避難所開設訓練への参加
施策概要	外国人留学生などにもボランティアの登録を働きかけるとともに、登録者を対象とした研修等によるスキルアップを図る。
所 管	多文化共生推進課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ6 外国人留学生



施策No.26	外国人留学生への生活支援
現 状	●市内における外国人留学生数は、国の「留学生 30 万人計画」や各大学等の外国人留学生受け入れ計画等により増加傾向にある。 ●「大学コンソーシアム八王子加盟校への八王子市との連携ニーズ調査」（平成 28 年（2016 年）度）において、外国人留学生の生活支援のニーズが高い。
これまでの主な取り組み	■外国人留学生奨学金制度 ■外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金制度 ■在住外国人サポートデスク ■フェイスブックによる情報提供
施策概要	在住外国人サポートデスクの利用促進や大学等担当者間の情報共有の充実など、大学コンソーシアム八王子や関係機関と連携し、外国人留学生への生活支援の充実を図る。
所 管	学園都市文化課、多文化共生推進課

施策No.27	外国人留学生への就職支援	重点
現 状	●独立行政法人日本学生支援機構の調査によると、私費留学生の卒業後の進路希望は「日本において就職希望」が 63.6%であるが、平成 27 年（2015 年）度の外国人留学生全体の進路のうち、日本国内で就職した者は約 30.1%であり、外国人留学生の希望と現実とに乖離がある。 ●「大学コンソーシアム八王子加盟校への八王子市との連携ニーズ調査」（平成 28 年（2016 年）度）において、外国人留学生の進路支援のニーズが高い。 ●外国人留学生の雇用に関心する企業もあるため、外国人留学生と市内企業のマッチング等の支援が求められている。	
これまでの主な取り組み	■留学生のための就職支援セミナー ■留学生のための企業めぐり	
施策概要	大学コンソーシアム八王子や関係機関との連携により、外国人留学生及び市内企業のニーズを把握し、市内での就職を希望する外国人留学生の就職を支援する。	
所 管	学園都市文化課、産業政策課、多文化共生推進課	

施策No.28	外国人留学生の能力を活用した地域活性化	新規・重点
現 状	●市内における外国人留学生数は、国の「留学生 30 万人計画」や各大学等の外国人留学生受け入れ計画等により増加傾向にある。 ●市政世論調査では、「学生による地域の活性化への貢献」を期待する市民の割合が多い。 ●外国人観光客の増加に伴い、外国人留学生が語学能力等を活かす機会が増えている。 ●東京都は、東京都多文化共生推進指針において「日本人と外国人がともに活躍できる環境の整備」を目標に掲げている。	
これまでの主な取り組み	■外国人留学生奨学金受給者による地域貢献活動 ■観光案内所での外国人留学生によるボランティア ■世界の人とふれあいタイムでのゲストスピーカー ■小中学校における国際理解教育のゲストティーチャー	
施策概要	外国人留学生ならではの視点や能力を活かし、地域活性化につながる活動ができるよう支援する。	
所 管	関連所管	

施策No.29	日本語学校に所属する外国人留学生の支援	新規
現 状	●市内には、大学等への進学をめざす外国人留学生を対象とした日本語学校があるが、そこに所属する外国人留学生の実態を把握できていない。 ●市内の日本語学校に在籍する学生数は増加傾向にある。	
これまでの主な取り組み	■市内の日本語学校へのヒアリング	
施策概要	日本語学校に所属する留学生へアンケート調査を実施するなどにより実態を把握し、支援策等を検討する。	
所 管	多文化共生推進課	

＜基本目標 2＞ 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

└ 施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

└ 施策のテーマ 1 多文化共生意識の啓発



施策No.30	多文化共生意識啓発に関する事業の実施
現 状	● 市政モニターアンケートによると、「多文化共生」という言葉を知っている市民が少ない。 ● 市政モニターアンケートによると、以前と比べて国際感覚が豊かになったと感じている市民は少ない。 ● 多文化共生社会の実現には、日本人市民の多文化共生意識を啓発する必要がある。 ● 外国人市民が増えることに不安を感じる人がいる。
これまでの主な取り組み	■ 国際交流フェスティバル ■ 多文化共生講演会・ワークショップ
施策概要	多文化共生をテーマにした講演会、ワークショップや国際交流フェスティバルなどのイベント等を開催し、日本人市民の多文化共生意識の高揚を図る。
所 管	多文化共生推進課

施策No.31	多文化共生を推進する市民の育成	重点
現 状	● 市政モニターアンケートによると、「多文化共生」という言葉を知っている市民が少ない。 ● 多文化共生のまちづくりを進めていくうえで、多文化共生を推進していく市民が求められている。	
これまでの主な取り組み	■ 多文化共生講演会・ワークショップ ■ フェイスブックを活用した、6言語のグループの構築・運営 ■ 日本語学習ボランティア養成講座 ■ おもてなし語学ボランティア育成講座	
施策概要	ワークショップ等を企画し、多文化共生を推進する市民を育成するとともに、外国人・日本人市民が主体的に活動を行える環境を整備する。	
所 管	多文化共生推進課	

施策No.32	多文化共生意識啓発期間の設定	新規
現 状	●市政モニターアンケートによると、「多文化共生」という言葉を知っている市民は少ない。 ●東京都や他市においても多文化共生意識を啓発するイベントは行われている。	
これまでの主な取り組み	なし	
施策概要	多文化共生意識への理解を深めるため、多文化共生意識を啓発する期間を設定し、イベントの集中実施、ポスター掲示などを行う。	
所 管	多文化共生推進課	

＜基本目標 2＞ 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

└ 施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

└ 施策のテーマ 2 国際理解・国際協力



施策No.33	国際理解の推進	重点
現 状	● 市政モニターアンケートによると、以前と比べて国際感覚が豊かになったと感じている市民は少ない。 ● 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、すべての小中学校において、オリンピック・パラリンピック教育が行われている。 ● 市内小中学校の教員に対し、国際理解教育に関するアンケート調査を実施し、小中学生向け国際理解教育プログラムを作成している。	
これまでの主な取り組み	■ 世界の人とのふれあいタイム ■ 国際交流フェスティバル ■ 小中学校教員を対象とした国際理解教育研修 ■ 小中学生向け国際理解教育プログラムの作成 ■ 外国人外国語等学習指導助手配置事業	
施策概要	オリンピック・パラリンピック教育や国際理解教育の実施に加え、世界の文化に触れる機会を創出し、国際理解の推進を図る。	
所 管	指導課、学習支援課、学園都市文化課、多文化共生推進課	

施策No.34	国際協力団体等との連携による国際協力及び啓発
現 状	●国際理解を深めるうえで、国際協力活動や開発途上国の現状を知ることができる機会が必要である。 ●毎年、青年海外協力隊及びシニア海外協力隊として国際協力活動に参加する市民が多数いる。
これまでの主な取り組み	■独立行政法人国際協力機構（JICA）の「草の根技術協力事業」を活用した発展途上国のごみ問題改善 ■フェアトレード（※）商品の購入など人、社会、環境などに配慮した倫理的（エシカル）消費の啓発 ※フェアトレード…発展途上国の製品等を適正な価格で購入することで、発展途上国の生産者や労働者の生活改善や自立を促す仕組み
施策概要	国際協力団体や大学等と連携し、開発途上国等を支援するとともに、国際協力活動や倫理的（エシカル）消費の啓発活動等の周知を図る。
所 管	ごみ減量対策課、消費生活センター、多文化共生推進課

＜基本目標 2＞ 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

└ 施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

└ 施策のテーマ3 外国人観光客等へのおもてなし



施策No.35	外国人観光客等への観光案内	重点
現 状	●東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人観光客の増加が見込まれている。 ●高尾山は、ミシュラン社のガイドブックで最高評価の三ツ星を獲得しており、多くの外国人観光客が訪れている。	
これまでの主な取り組み	■観光パンフレット等の多言語化、観光ガイドボランティア ■市内 3 か所（八王子駅北口・南口、高尾山口駅）に設置されている観光インフォメーションセンターにおける多言語対応 ■観光 PR 扇子や多言語リーフレットからの多言語 web への誘導 ■公益財団法人東京観光財団との連携 ■タブレット等を使用した翻訳アプリの導入 ■中心市街地おもてなし通信環境の整備 ■広域連携を活用したモニターツアーによる基礎的市場調査 ■あきる野市、大月市等の近隣自治体との広域連携による観光客誘致	
施策概要	関係機関と連携し、海外への PR、多言語による観光情報等を充実するとともに、外国人市民や外国人留学生、語学ボランティア等を活用した観光案内の体制を構築する。	
所 管	観光課、中心市街地政策課、産業政策課	

施策No.36	おもてなしマインドの推進	新規
現 状	●外国人観光客の増加に伴い、外国人との交流の機会が増えている。 ●市政モニターアンケートによると、以前と比べて国際感覚が豊かになったと感じている市民は少ない。 ●多文化共生社会の実現には、日本人市民の多文化共生意識を啓発していく必要がある。	
これまでの主な取り組み	■中心市街地おもてなし通信環境の整備 ■おもてなし語学ボランティア育成講座	
施策概要	観光施設や商店街等における外国人観光客対応を支援し、外国人観光客へのおもてなしマインドを推進する。	
所 管	観光課、産業政策課、中心市街地政策課、多文化共生推進課	

施策No.37	国際的なビジネスイベントへの対応	新規
現 状	●平成 33 年（2021 年）に国際的なビジネスイベントに対応可能なコンベンション施設を含む東京都の産業交流拠点が開設される予定となっている。 ●平成 29 年（2017 年）7 月から東京都の多摩ビジネスイベント重点支援エリアに指定されている。 ●平成 29 年（2017 年）4 月に（公社）八王子観光協会と八王子 MICE 都市推進センター準備室の両機能を統合した（公社）八王子観光コンベンション協会を設立し、新たな観光事業及び MICE 誘致事業を実施している。 ※MICE（＝Meeting、Incentive、Convention、Exhibition / Event）多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称 Meeting 企業等の会議 Incentive 企業等の行う報奨・研修旅行 Convention 国際機関・団体、学生等が行う国際会議 Exhibition/Event 展示会・見本市、イベント	
これまでの主な取り組み	■八王子 MICE 都市推進センター活動計画基本構想、実施計画を策定 ■（公社）八王子観光コンベンション協会による大学等への MICE 誘致活動。 ■ビジネスイベントやスポーツの誘致に向けたコンベンション施策ガイド等の作成	
施策概要	国際的なビジネスイベント等の受入れに必要な事業者間の連携体制を構築する。	
所 管	産業政策課、観光課	

＜基本目標 2＞ 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

└ 施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進

└ 施策のテーマ4 海外友好交流都市等との交流



施策No.38	海外友好交流都市との交流
現 状	●市制施行 90 周年記念事業として平成 18 年（2006 年）に中国・泰安市、台湾・高雄市、韓国・始興市と友好交流協定を締結以降、徐々に交流が活発になっている。 ●市制施行 100 周年記念事業として、平成 29 年（2017 年）にドイツ・ヴリーツェン市と友好交流協定を締結した。
これまでの主な取り組み	■海外交流支援デスク ■海外友好交流事業補助金制度 ■海外友好交流都市写真展 ■パフォーマンステクの相互派遣 ■（公社）八王子観光コンベンション協会による高雄市への観光ツアー
施策概要	海外友好交流都市に関連したイベントを通じて各都市の魅力を周知するとともに、各都市との活発な交流を促進する。
所 管	関連所管

施策No.39	青少年による文化・スポーツ等の海外交流事業の推進
現 状	●青少年が異文化体験を通して国際的な感覚を身につけるため、海外都市と交流事業を行っている。
これまでの主な取り組み	■青少年海外交流事業 ■読書感想文・感想画コンクール上位入賞者の台湾・高雄市派遣 ■看護専門学校による海外友好交流都市への研修旅行
施策概要	海外都市とのスポーツ、文化、音楽等の青少年交流事業を継続して行っていくほか、インターネット等の活用により、多種多様な交流事業を推進する。
所 管	関連所管

施策No.40	市民・民間団体等の海外交流事業の支援
現 状	●市民団体や民間団体が主体となる海外交流事業が行われている。 ●市内中小企業にも経済のグローバル化による産業構造の変化の影響がある。
これまでの主な取り組み	■市内中小企業と台湾企業との経済交流を促進するため、台湾の市場調査、商談会及び展示会への出展を支援
施策概要	市民団体や民間企業を対象に、経済、文化、スポーツなど様々な分野での海外交流を継続的に支援する。
所 管	関連所管

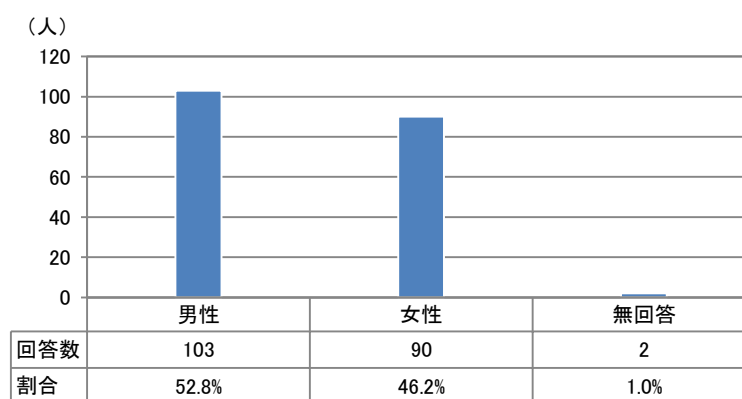
資料編

1. 外国人市民アンケート

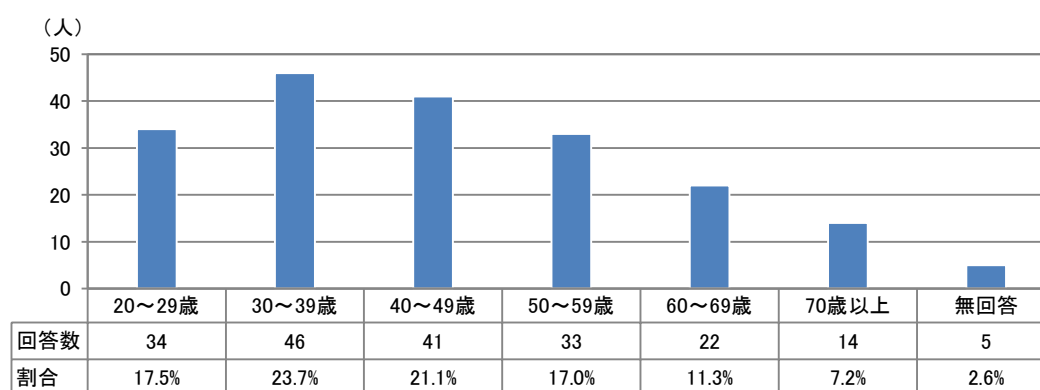
実施期間	平成 28 年（2016 年）12 月 27 日から平成 29 年（2017 年）3 月 31 日まで
調査対象	市内に住民登録がある 20 歳以上の外国人
対象者数	1,000 人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
対応言語	日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語
調査方法	郵送配付・郵送回収
回収結果	回収 195 部、未達 27 部、回収率 20.0%

(1) あなたのことを教えてください。

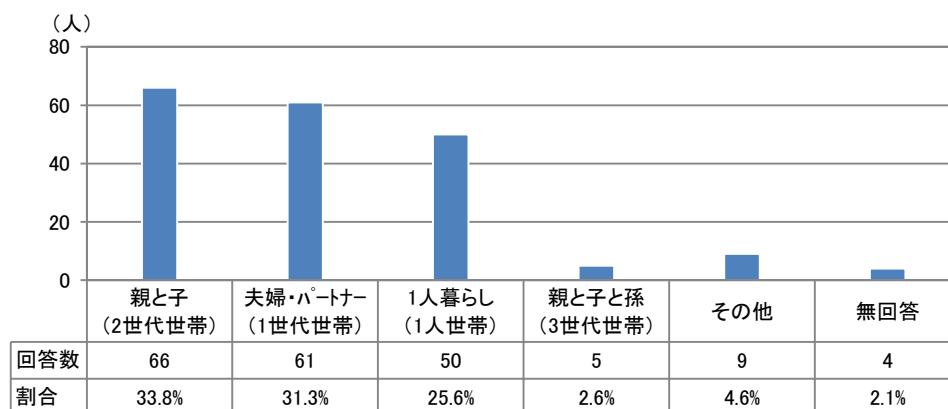
問 1 あなたの性別を教えてください。



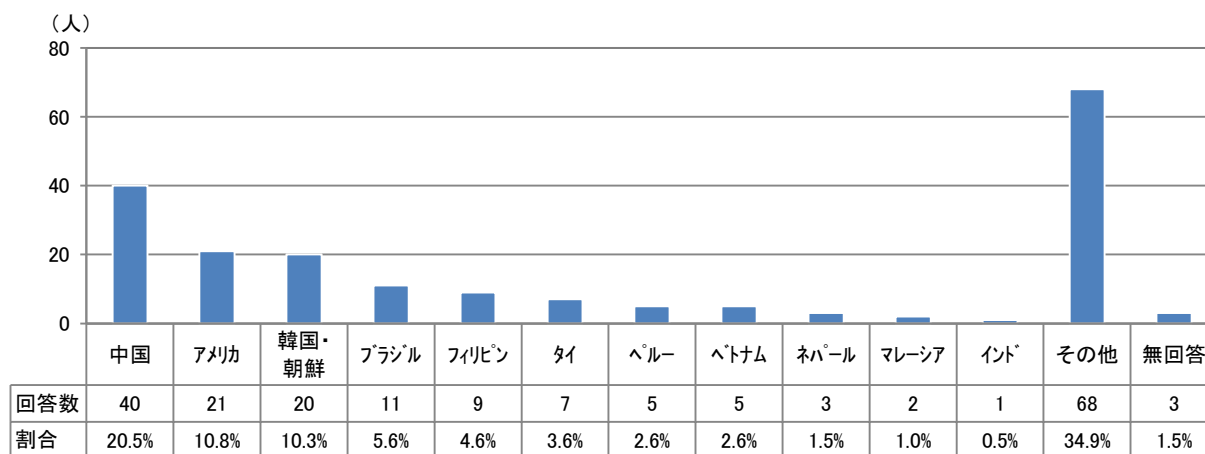
問 2 あなたは何歳ですか。



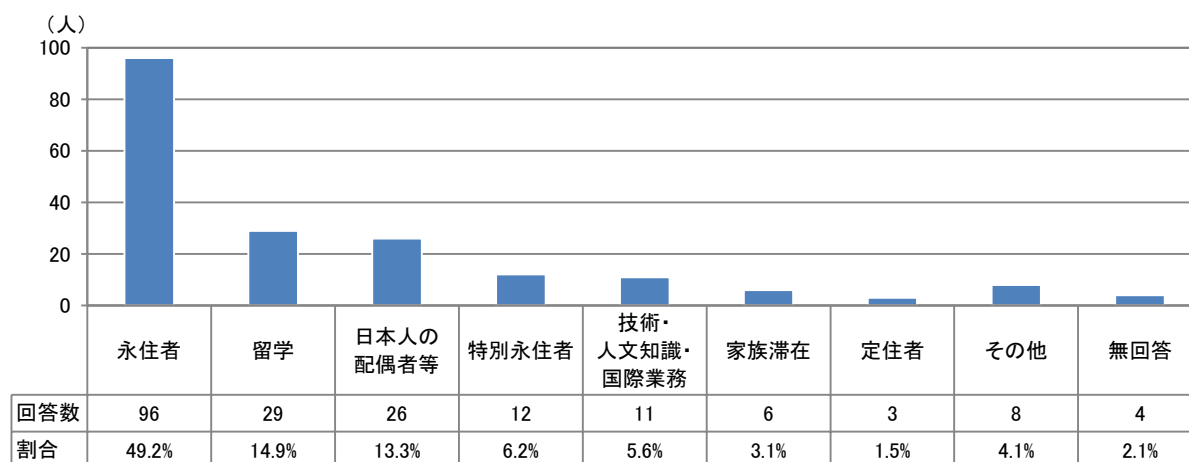
問3 あなたと一緒に住んでいる家族を教えてください。



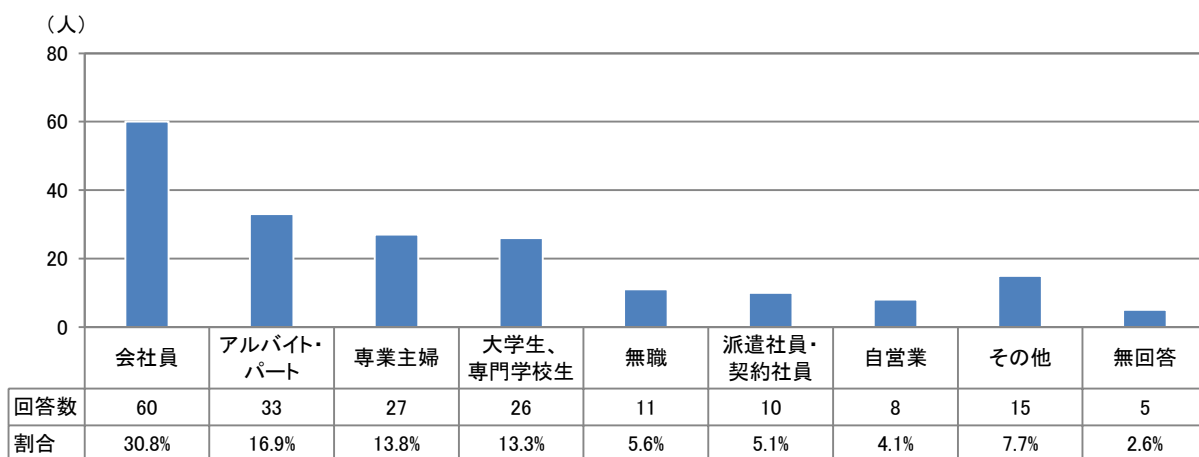
問4 あなたの国籍を教えてください。



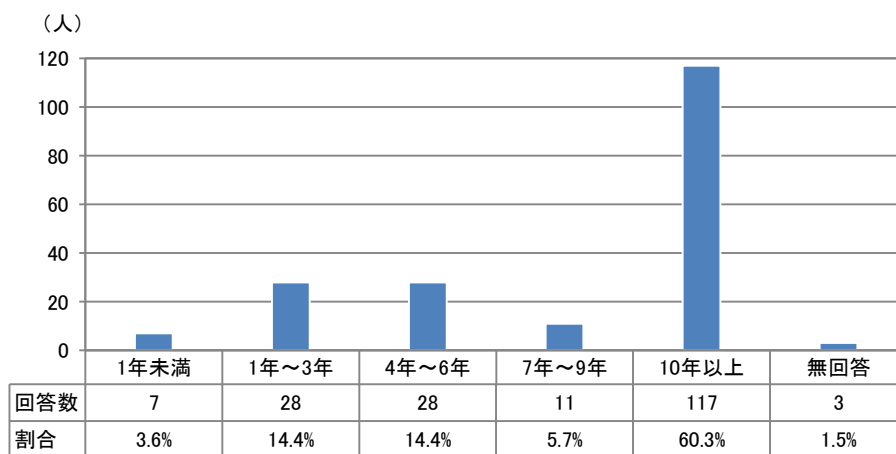
問5 あなたの在留資格を教えてください。



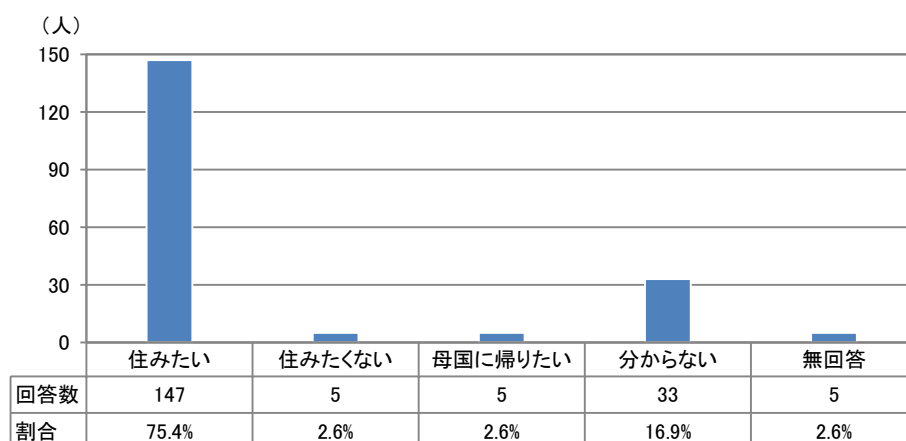
問6 あなたの職業を教えてください。



問7 日本に住んでいる長さを教えてください。



問 8 八王子市にこれからも住みたいですか。また、その理由を教えてください。



○「住みたい」と回答した理由（主なもの）

- ・市内、近隣に家族が住んでいる。
- ・市内、近隣に勤め先がある。（配偶者含む）
- ・市内での暮らしに慣れた。
- ・自然が豊か。

○「住みたくない」と回答した理由（主なもの）

- ・将来は両親の近くに住みたい。
- ・職場から遠すぎる。
- ・都心から遠い。

○「母国に帰りたい」と回答した理由（主なもの）

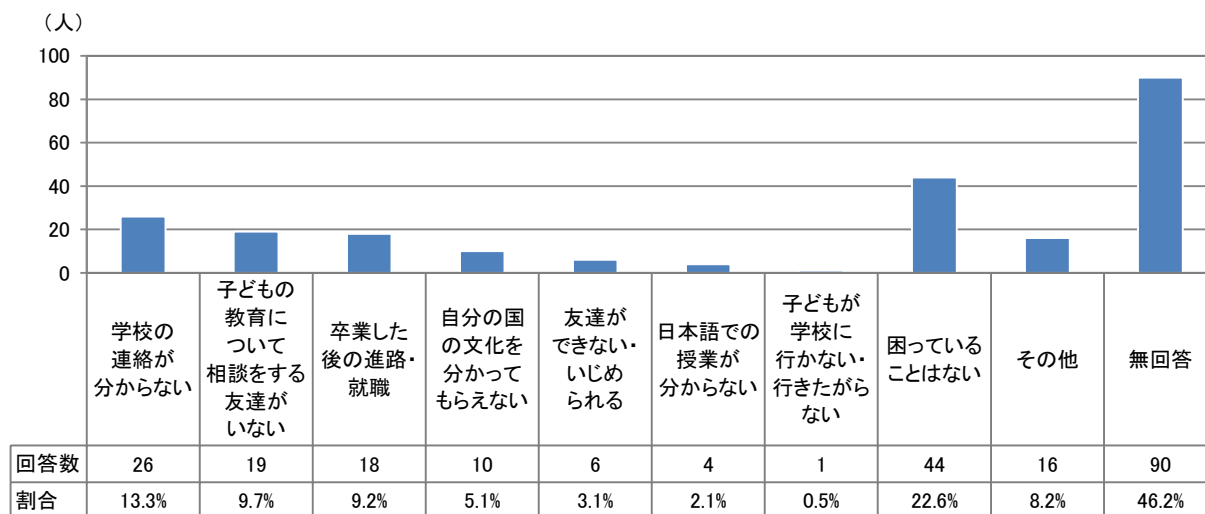
- ・母国の方が好きだが、日本において八王子市は住みやすい場所だと思う。

○「分からない」と回答した理由（主なもの）

- ・子どもたちの小学校の近くへ引越しを検討中。
- ・勤務先によって、引っ越すかもしれない。
- ・日本語を上手に話せない人々の就職の機会が少なく、長期的に居住することは難しい。

(2)「子どもの教育」について教えてください。※子どもがいる又はいた方が回答対象

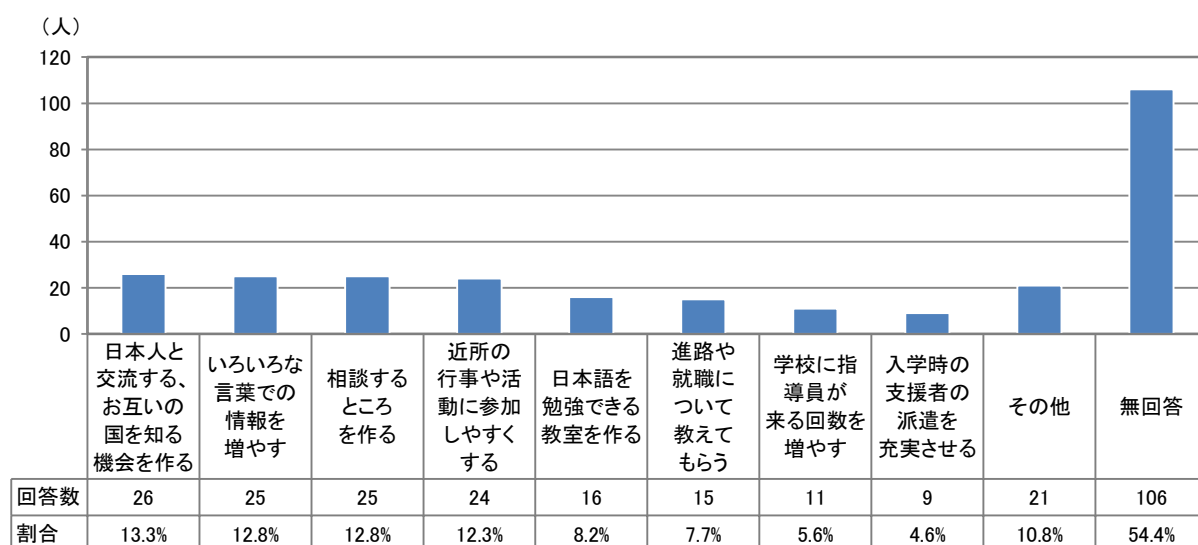
問 9 「子どもの教育」について困っていることは何ですか。※回答は 3 つまで選択可



○その他回答（主なもの）

- ・制度がまったく違うので、分かるまでは時間がかかった。
- ・日本の教育制度は難しい。
- ・息子が学校で問題を抱えていても気づかない。私は日本語が読めないが、理解はできる。しかし、保護者と教師間のコミュニケーションがない。

問 10 「子どもの教育」で今後必要なことは何ですか。※回答は 3 つまで選択可

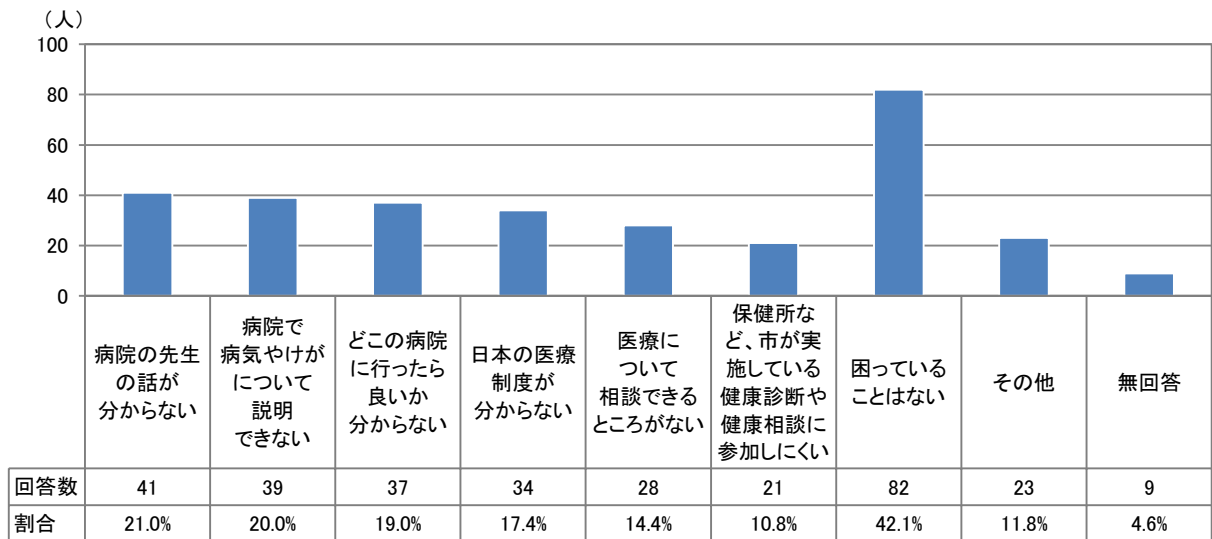


○その他回答（主なもの）

- ・文化の違いに着目するのではなく、似ているところに着目すべき。
- ・外国籍児童生徒の扱い方に関する教師の専門的能力の開発。（すなわち、いじめを認識すること、文化について話すことなど。）

(3)「医療」について教えてください。

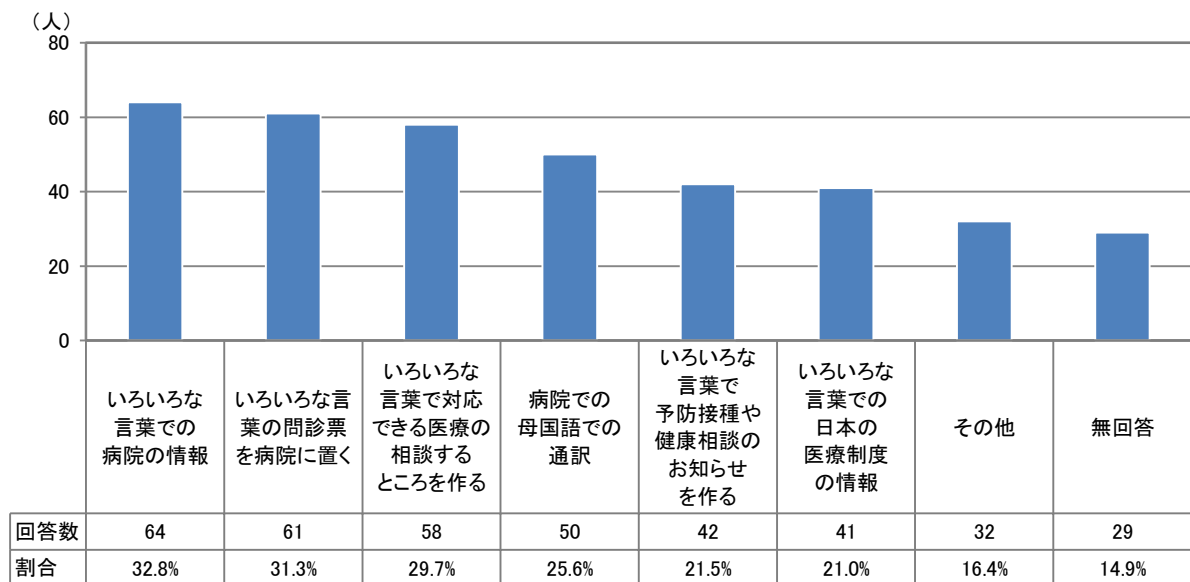
問 11 「医療」について困っていることは何ですか。※回答は 3 つまで選択可



○その他回答（主なもの）

- ・ 医者が、外国人に対して嫌な顔をするのが困る。
- ・ 英語でメンタルヘルスカウンセリングを受けられる場所がわからない。
- ・ 医療保険制度の加入方法が分からない。

問 12 「医療」で今後必要なことは何ですか。※回答は 3 つまで選択可

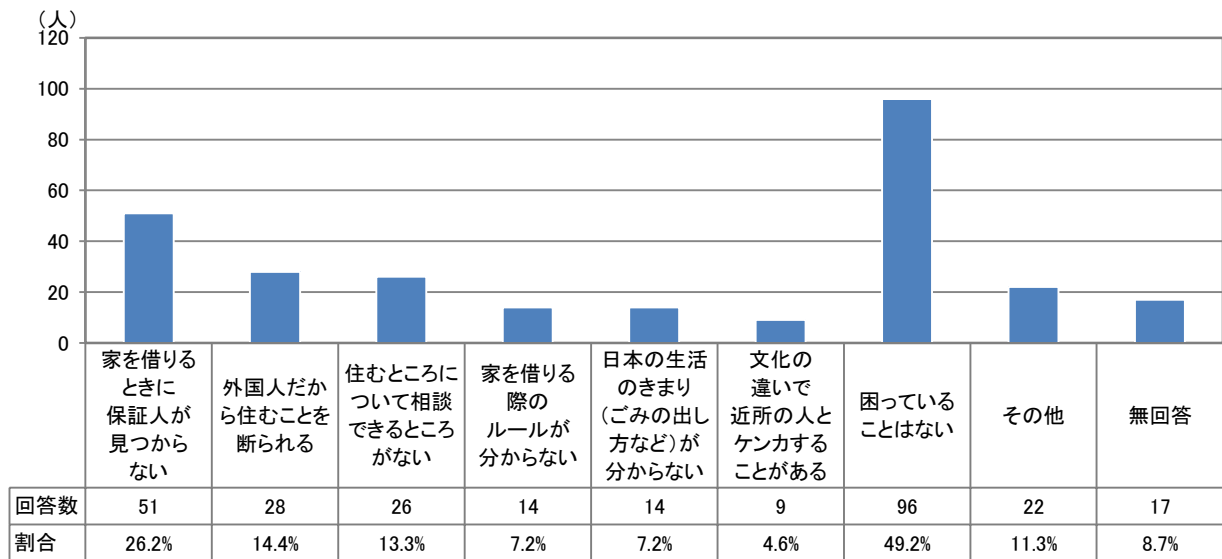


○その他回答（主なもの）

- ・ 対応の手伝いをしてくれる人が欲しい。
- ・ 特に夜間や週末用の多言語症状別救急診療医療機関リスト。
- ・ 外国語ができる医師。

(4) 「住むところ」について教えてください。

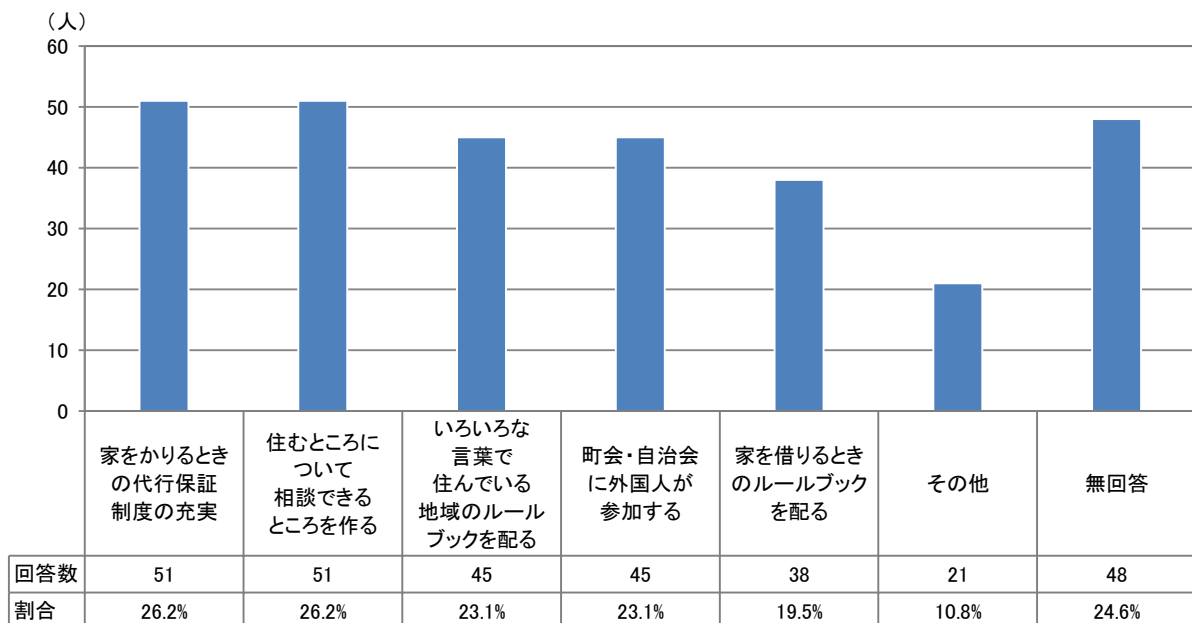
問 13 「住むところ」について困っていることは何ですか。※回答は 3 つまで選択可



○その他回答（主なもの）

- ・更新料を払うのが納得できない。
- ・銀行が住宅ローンを組んでくれない。
- ・外国人であるため、大家に賃貸を拒否される。
- ・マンションの 1 室を所有しているが、住民会議の内容が理解できないことがある。

問 14 「住むところ」で今後必要なことは何ですか。※回答は 3 つまで選択可

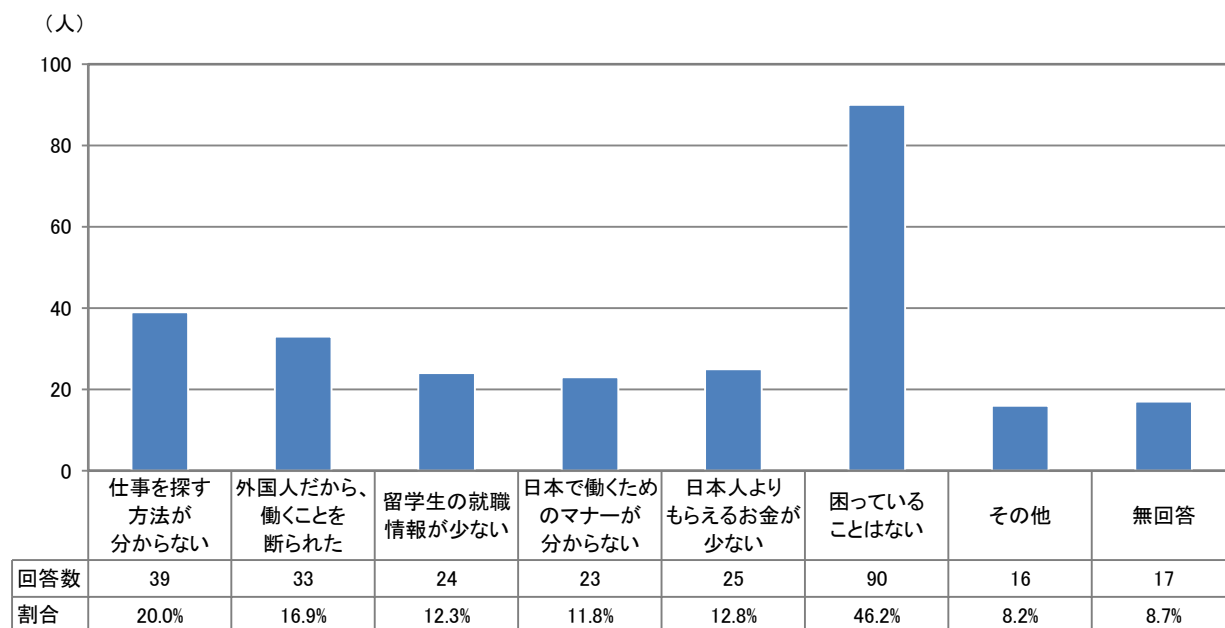


○その他回答（主なもの）

- ・日本の住居に関する知識向上。安全のためのチェックポイントなど。
- ・住居賃貸に関する人種差別を禁ずる法律。

(5)「就労」について教えてください。

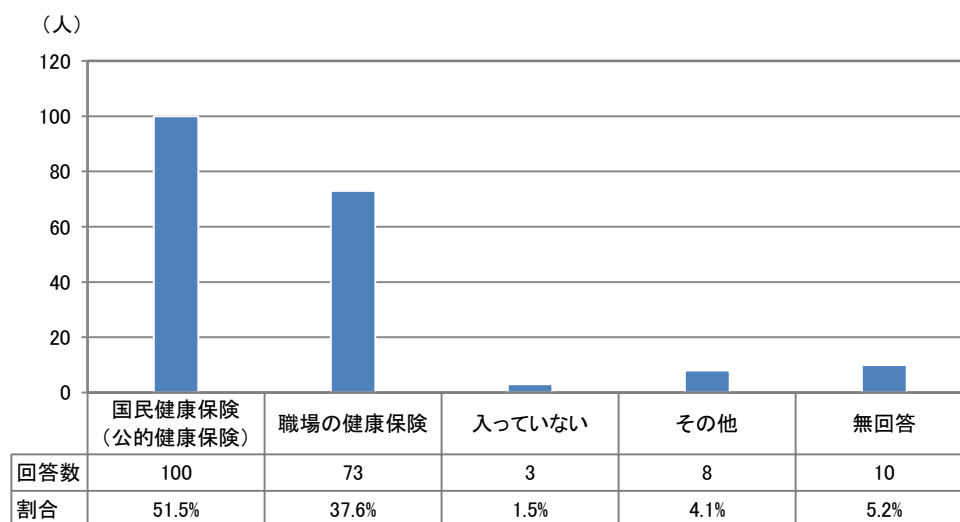
問 15 「就労」について困っていることは何ですか。※回答は 3 つまで選択可



○その他回答（主なもの）

- ・言語の壁。
- ・社員への昇格を断られた。（永住者ではないため。）
- ・外国人であるために昇進の機会を得られなかった。

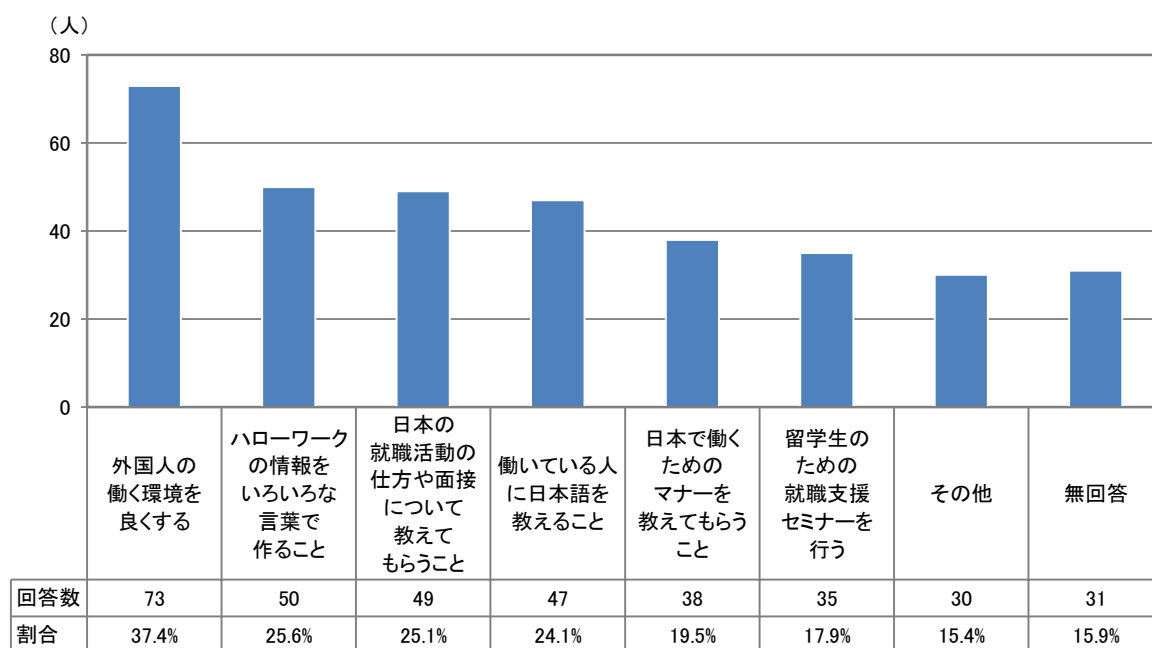
問 16 どの健康保険に入っていますか。※回答は 3 つまで選択可



○その他回答（主なもの）

- ・健康保険には加入しているが、国民健康保険と社会保険の違いが分からない。

問 17 「就労」で今後必要なことは何ですか。※回答は 3 つまで選択可

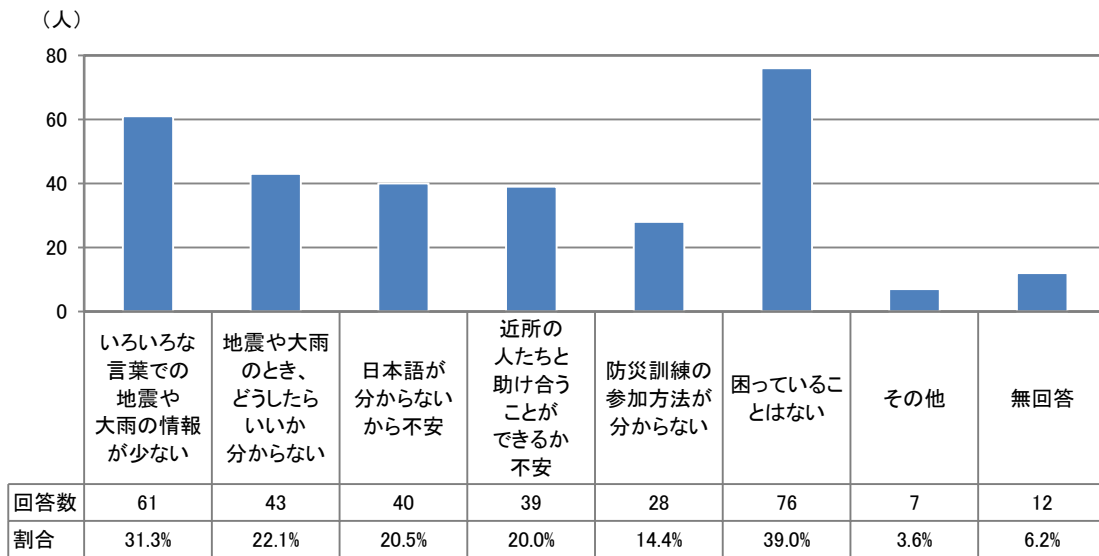


○その他回答

- ・外国人にも日本人同様の雇用条件を。
- ・二か国語での契約書や外国人のための労働規則をハローワーク等の手に入りやすい場所に設置。
- ・日本の雇用主に文化の違いに関する情報提供やセミナーを行う。
- ・外国人が就職後の悩みを相談できる窓口を開設する。

(6)防災・災害について教えてください。

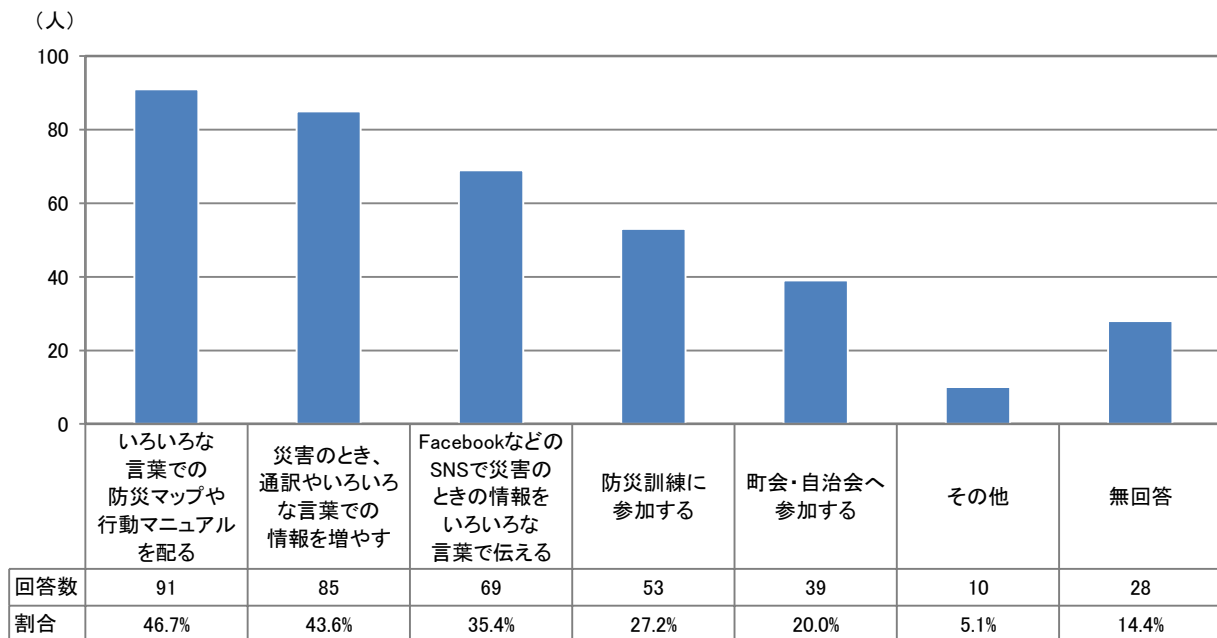
問 18 「防災・災害」について困っていることは何ですか。※回答は3つまで選択可



○その他回答（主なもの）

- ・家族と離れているときに災害にあったら大変困る。他に頼る人がいない。
- ・外国人同士が助け合えるよりよいシステムを作る。

問 19 「防災・災害」で今後必要なことは何ですか。※回答は3つまで選択可

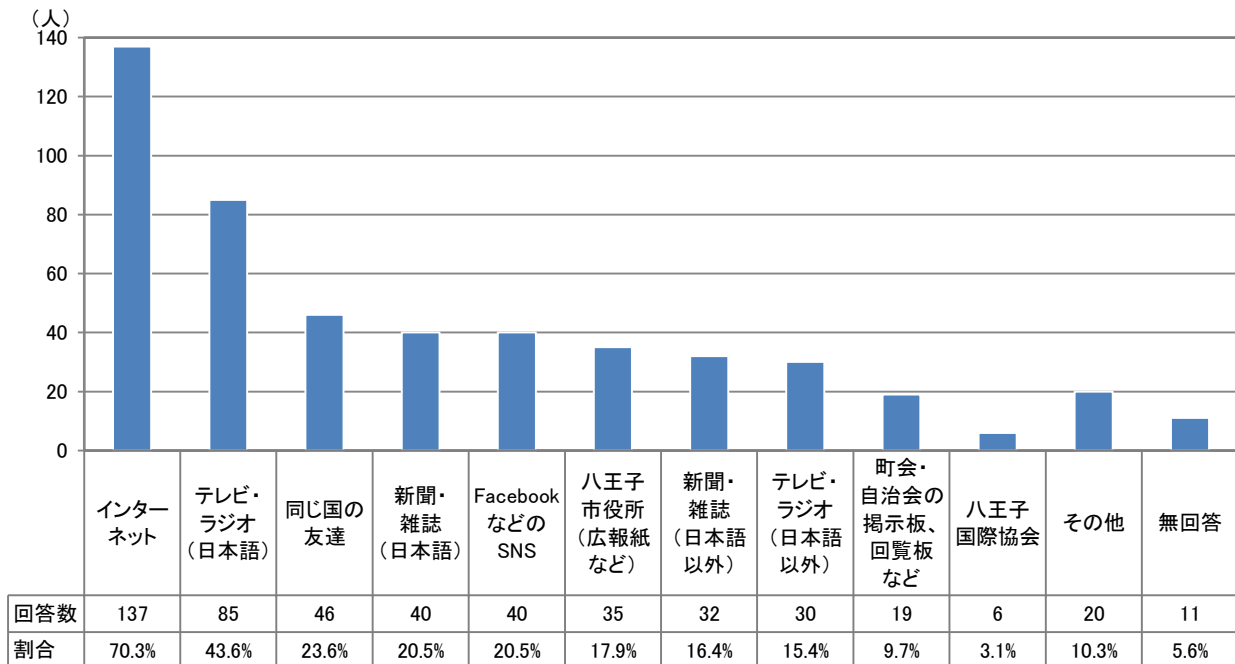


○その他回答（主なもの）

- ・地震があったとき、どこに行けばよいかわからない。
- ・公園や学校などの避難場所に『ここは避難所です』という呼びかけの案内を多言語にして増やしたほうがいいと思う。

(7)生活に関する情報・相談について教えてください。

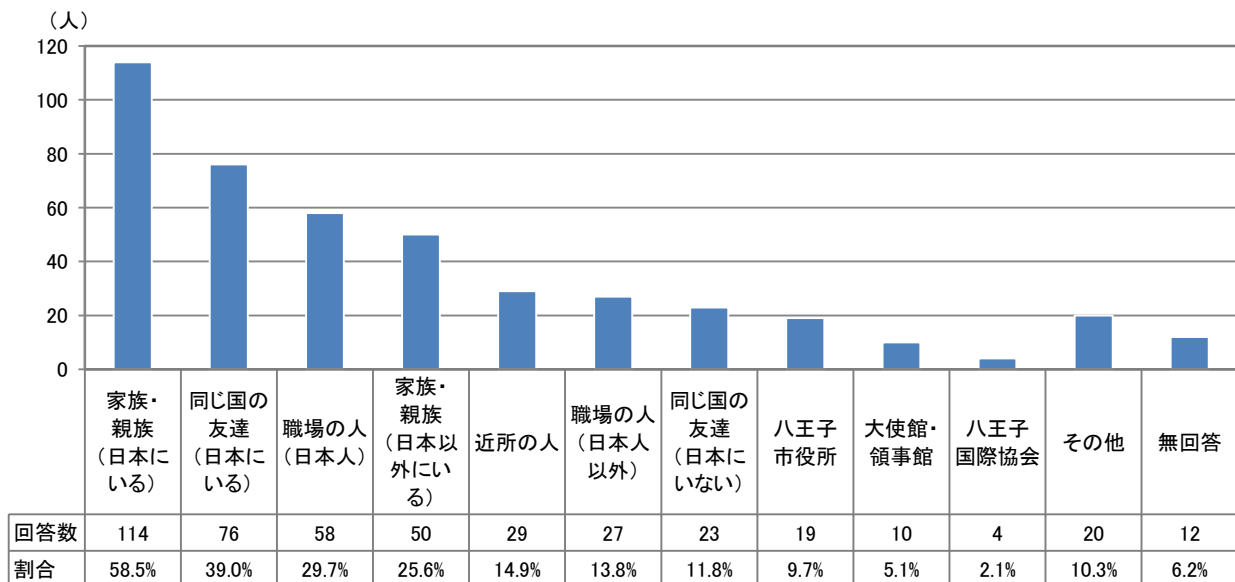
問 20 生活の情報はどこで知りますか。※回答はいくつでも可



○その他回答（主なもの）

- ・家族、友人（日本人、外国人とも）、学校、職場の同僚、隣人など。
- ・ソーシャルメディア WeChat。（※中国大手IT企業が提供している無料インスタントメッセージングアプリのこと。中国名：微信（ウェイシン）。）

問 21 困ったときの相談相手は誰ですか。※回答はいくつでも可



○その他回答（主なもの）

- ・ヘルパー、ケアマネージャー、友人、同級生など
- ・相談相手はいない。
- ・自分で調べる。

自由記述(主なもの)

○情報提供について

- 日本の文化や伝統行事より、日本人の良し悪しに対する考え方や普段の生活習慣、建前、言い回し等のマニュアルを作り、外国人に配布した方が多文化共生の推進に役立つと思う。
- 多くの外国人市民は市役所等が行っている既存の外国人支援制度を知らないのではないか。
- 全てのシステムについて、日本語ができないと全く分からないし、国際化には程遠い。

○多言語化について

- 全国的に英語（共通語）などの案内板や標識が少なく、あっても表現に間違いが多い。
- 税、子育て等生活サービスに関する多言語情報、カウンセリングサービスが必要。
- 子育てに関する英語の情報がない。英語でのカウンセリングサービスがない。

○交流について

- 子どもに日本語以外の、自分の国の言葉も覚えて欲しいので、同じ月齢の子を持つ親の交流の場があったらいいなと思います。
- 毎年、外国人留学生向けの新入生歓迎会があればいいと思います。
- 全市の外国人（国別がいい）の交流会を行うことを通して、八王子市への親近感及び愛着を深めることを望みます。

○日本語学習について

- 無料の日本語レッスンがあるが、時間が不便。お金を払って自分のスケジュールに合ったレッスンを探すつもりだ。
- 東京エリアは、便利で、買い物、医者、病院にかかる時もコミュニケーションが容易に取れる。私の日本語能力は限られているが、日常でよく使う単語は以前参加していた日本語クラスで学んだ。

○教育について

- 学校を選択するより前に、子どもの日本語レベルをテストする又は決定する方法があるべきです。

○医療・年金制度について

- 年金の規則が分からない。日本から出国した場合、掛け金はどうなるのか。

○就労について

- 外国人とこの町を盛んにして、もっと仕事しやすい所を作ってほしい。
- 外国人向けに特化したハローワークのブースを設けてほしい。
- 日本で義務教育を受けた外国人用の就職情報を増やしてほしい。

○その他

- 日本で生まれて育った人と、留学・結婚・移住・仕事等で住んでいる人たちはかなり状況が異なると思います。それぞれに苦労や悩みがあると思うので、ここの状況に応じた対応を望みます。

2. 平成 28 年（2016 年）度市政モニター第 2 回アンケート

テーマ 3 「多文化共生に関する意識」について

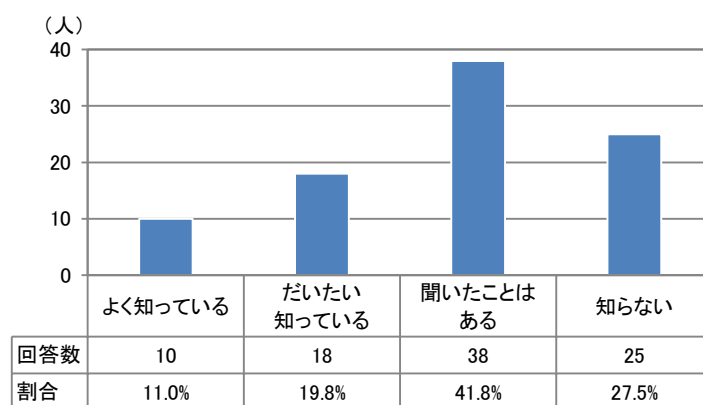
実施期間	平成 28 年（2016 年）12 月 7 日から 21 日まで
調査対象	市政モニター（属性は下表のとおり。）
対象者数	99 人
調査方法	郵送配付・郵送回収及び電子メール
回収結果	回収 91 部、回収率 91.9%

市政モニターの属性

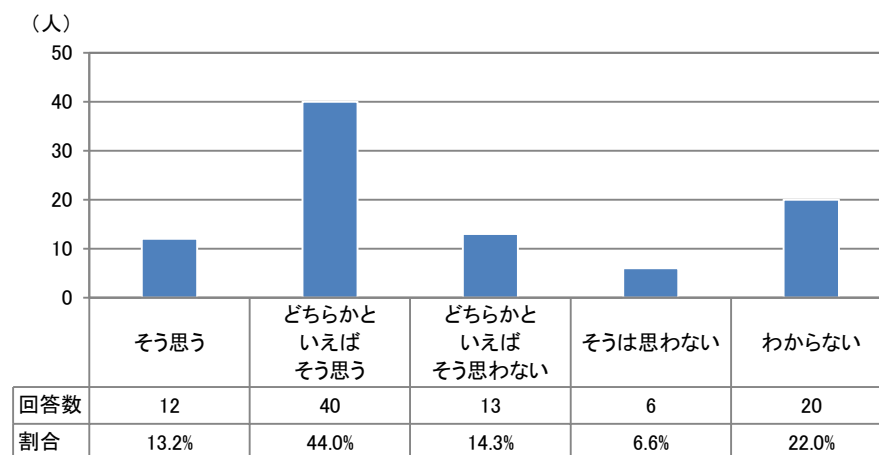
（太枠内：回収数）

全体		合計	
		99	91
性別	男性	46	44
	女性	53	47
年代	18 歳～29 歳	21	17
	30 歳代	19	18
	40 歳代	13	12
	50 歳代	12	12
	60 歳～64 歳	4	4
	65 歳以上	30	28
地区	中央（本庁地区）	29	28
	西南部（浅川・横山・館地区）	10	9
	東部（由木・由木東・南大沢地区）	20	18
	西部（元八王子・恩方・川口地区）	22	20
	東南部（由井・北野地区）	11	10
	北部（加住・石川地区）	7	6

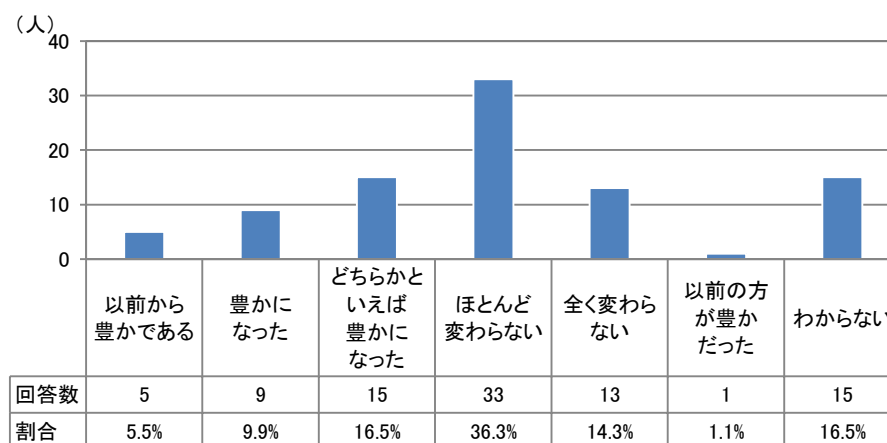
問 1 あなたは「多文化共生」という言葉を知っていましたか。



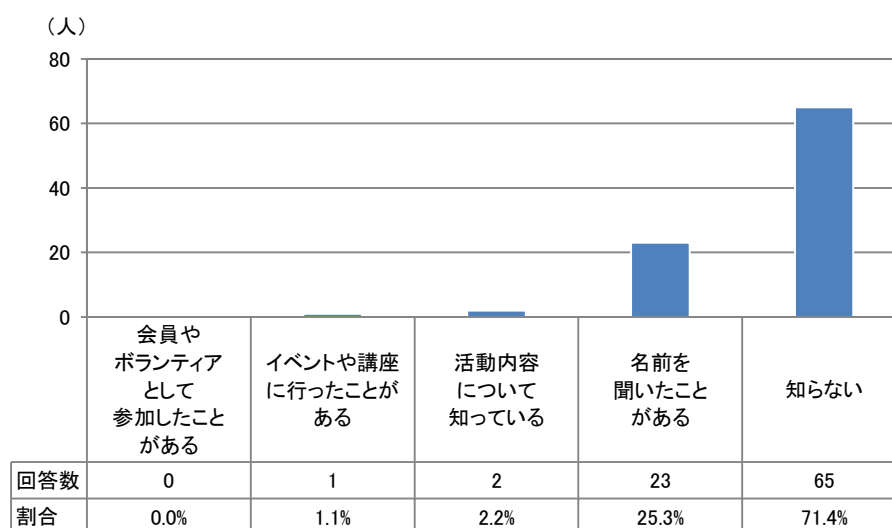
問 2 市では「外国人市民も安心して暮らせるまちの実現」を基本目標の一つとして掲げ、外国人に対するコミュニケーション支援や生活支援の充実を推進しています。あなたは、八王子市が外国人も安心して暮らせるまちだと思いますか。



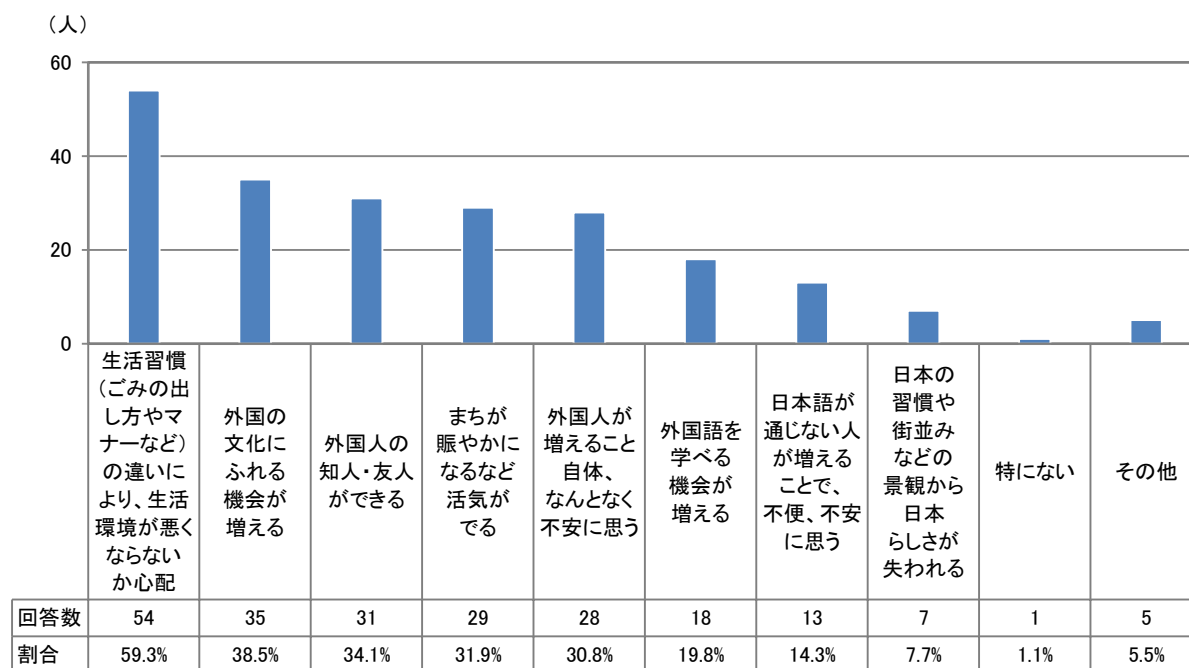
問 3 市では、「国際感覚豊かな市民を育むまちの実現」を基本目標の一つに掲げ、多文化共生意識の啓発や国際理解・国際交流を推進していますが、あなたは以前に比べて国際感覚が豊かになったと感じますか。



問 4 市民団体「八王子国際協会」は、多文化共生社会の実現に向け、市と協働してさまざまな外国人支援事業や交流イベントを実施していますが、あなたはそのことを知っていましたか。



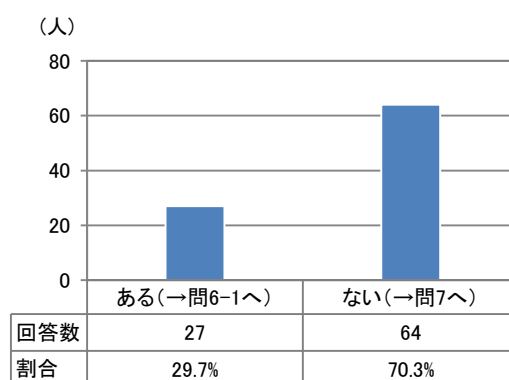
問 5 外国人市民は今後さらに増えていくことが見込まれますが、市内に外国人が増えていくことについて、あなたはどのように考えますか。※複数回答可



○その他回答（主なもの）

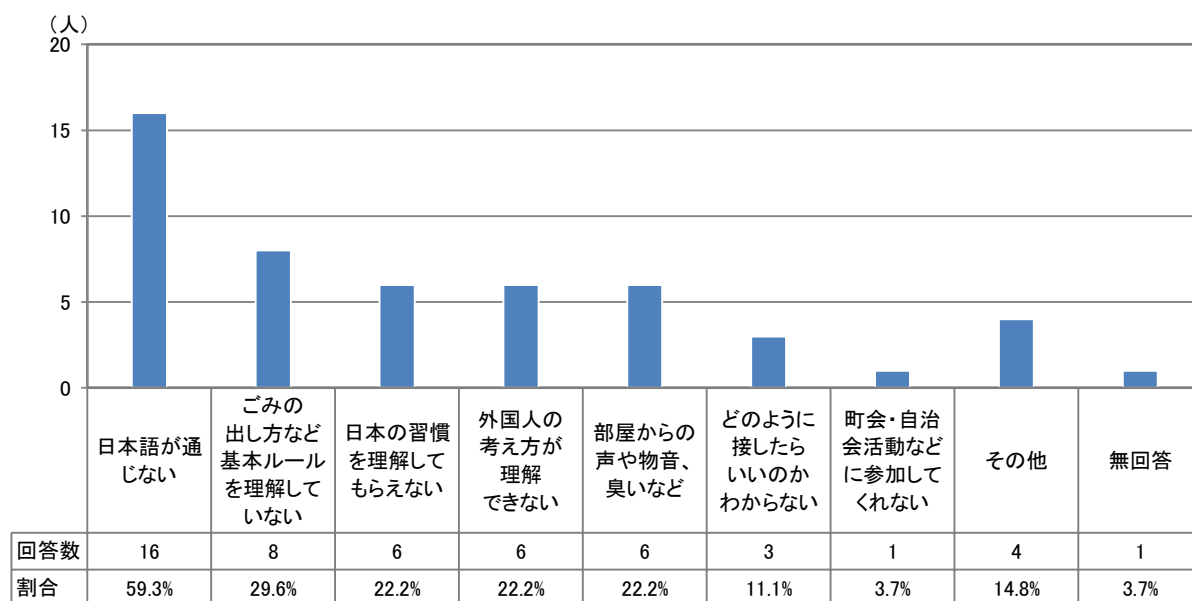
- ・考え方が違い、驚くことがある。
- ・郷に入っては郷に従えという言葉が外国人には通用しないので、勝手気ままにふるまう外国人もいるので困る。
- ・良い面もあるだろうが悪い面の方が大きいと感じる。

問 6 あなたは今までに、外国人に関連して困った経験がありますか。



【問 6 で「ある」とお答えの方に】

問 6-1 困ったことはどのようなことですか。※複数回答可(回答者数 27 人)

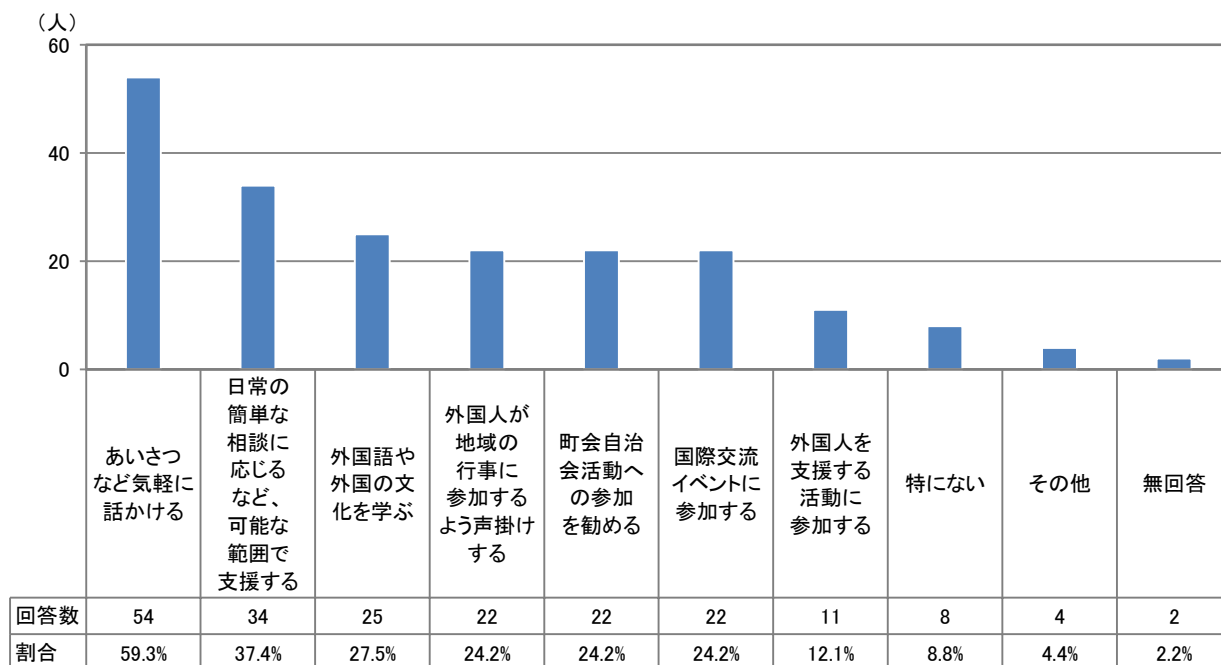


○その他回答（主なもの）

- ・コミュニケーションが難しい。
- ・語学が得意でないため、相手の求めていることはわかるが、適切な説明ができなかった。

問 7 外国人市民と協力しあえるようになるために、あなたには何ができると思いますか。

※複数回答可

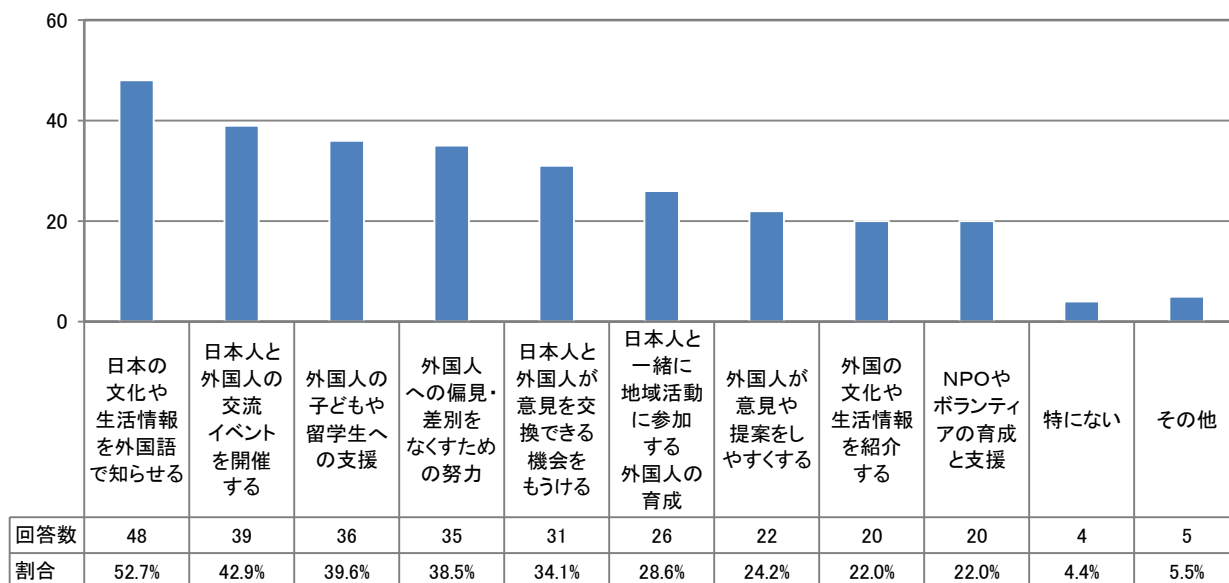


○その他回答（主なもの）

- ・日常生活では外国人との接点がない。
- ・まずは世界の共通語である英語を話せるようになりたい。勉強している。交流会などに是非参加したい。近くで、土日祝にやって欲しい。

問 8 「多文化共生のまちづくり」を進めるためには、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。※複数回答可

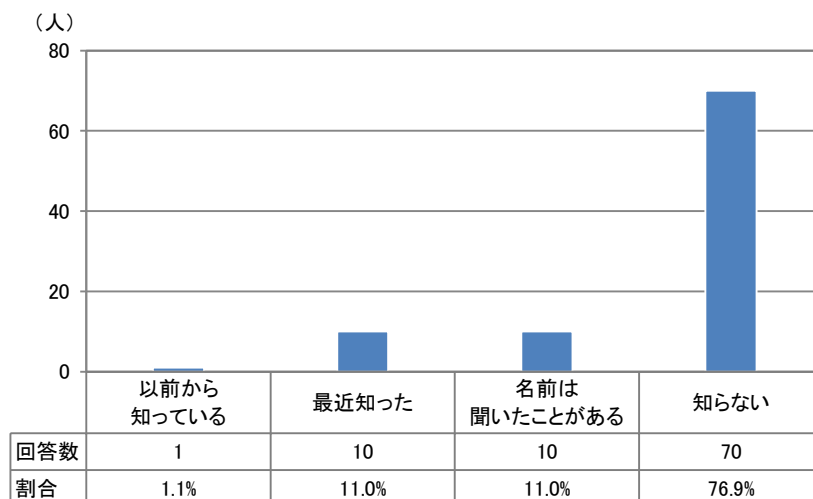
(人)



○その他回答（主なもの）

- ・日本語教育や日本の習慣を教える。
- ・手軽に通訳を頼める環境。
- ・そもそも「多文化共生のまちづくり」を進める必要がない。

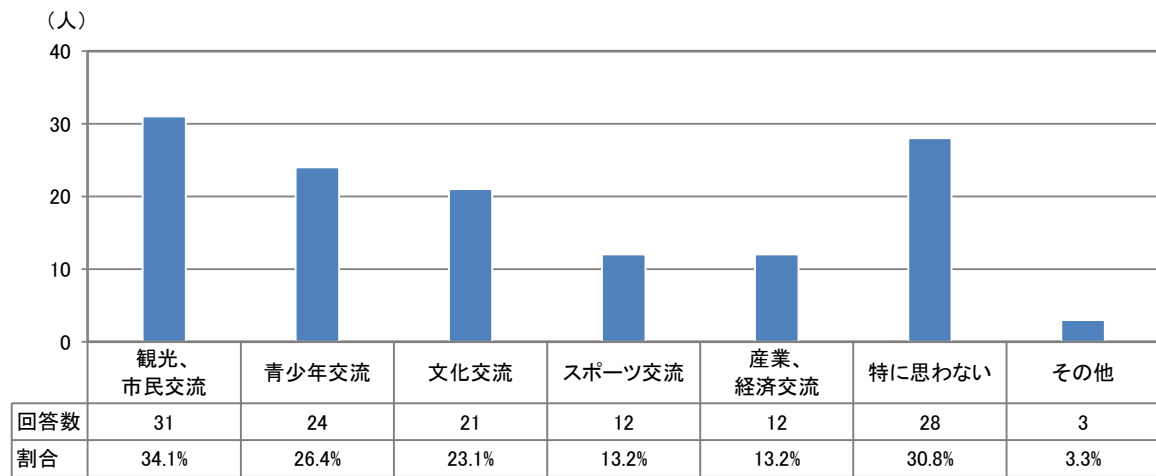
問 9 本市は、平成 18 年に中国・泰安市、台湾・高雄市、韓国・始興市との間で海外友好交流都市協定を締結して、スポーツや文化交流などさまざまな交流事業を実施しています。平成 29 年には市制 100 周年を迎えるにあたり、新たに本市中町出身の医師・肥沼信次博士(※)ゆかりのドイツ・ヴリーツェン市との間に、海外友好交流都市として協定締結を目指しています。あなたはドイツ・ヴリーツェン市を知っていましたか。



○肥沼信次博士とは

第二次大戦終戦直後のヴリーツェン市で、昼夜を分かたず伝染病治療にあたり、多くのドイツ人の命を救った八王子市の誇れる偉人です。伝染病により 37 歳の若さで亡くなりましたが、現地で名誉市民として今でも広く尊敬されています。

問10 あなたは、海外友好交流都市（候補都市であるヴリーツェン市を含む）と、どのような交流をしたいと思いますか。該当する項目を選んで、交流内容を具体的に記入してください。※複数回答可



○具体的な交流内容（主なもの）

- ・両都市のイベントを市民が相互に訪問しあう。
- ・交換留学やホームステイなどを行う。
- ・インターネット、TV 電話などを活用した学校間の交流
- ・アンテナショップを開設する。

問 11 その他、多文化共生に関するご意見がありましたら、ご記入ください。(主なもの)

○外国人が住みやすい環境づくり

- ・ 公共の建物で外国語表記を積極的に行っていくと良いと思う。
- ・ 日本で生活する外国人の多くは、お子様の教育について悩んでいると思う。(日本語を話せないご両親の場合、お子様は授業についていけず、周りの友達とも交流できずに辛い思いをする。) そういったところを迅速に市としても学校としてもサポートしてあげてほしい。

○お互いを理解し合う

- ・ 外国の方を思いやる心が大切だと思う。相手の方を大切に思いながら、多文化共生をしていくことが大事だと思う。
- ・ 文化は各国いろいろあると思う。そこで、あまり干渉しないで良いのではないかなと思う。

○交流をもつ

- ・ 八王子は大学が多くある。若い方たちの協力を得て、もっと交流ができると良い。
- ・ 日常の中で、同じ人間としてどんな相手にも敬意を持って接すること。それは個人の努力だけでなく、小さな頃から教育などを通じて、多文化交流をしていくことが大事だと思う。
- ・ 外国人だからといってあまり意識せず、なるべく普通に付き合い、共存するのが良い。日本人は外国人を意識しすぎていると思う。

○多文化共生について学ぶ

- ・ 私自身、なんとなく外国の方に偏見を持ってしまうので、学校でそれをなくす取り組みがあれば良かったのと思う。
- ・ 外国人に対して、拒否感や嫌悪感を持たないように、幼いころからの教育も大事だと考える。子どもは遊びを通して仲良くなるので、外国人ママと日本人ママが子どもとともに遊べる場所も増えると良い。

○共生の難しさ、時間が必要

- ・ 多文化共生を進める必要はない。文化交流は良いことだと思うが、共生はしなくて良い。外国人が日本で生活するために必要なことは、日本社会が外国人に合わせるのではなく、外国人が日本社会に合わせることだ。
- ・ 短期的に共生はできても、持続可能な関係にまで融合するには世代交代など、長い時間が必要だと感じた。

○相談窓口やルール周知などの環境づくり

- ・ 外国の方も日本に来たら日本のルールに従ってもらわないと困るが、ルールを知らなければ従うことができない。日本のルールを教えたり、相談できたりする気軽な窓口があればと思う。
- ・ 外国人が困った時に相談できる場所を周知する。

○その他

- ・ 多文化共生を良いと思う人もいるが、私のようにあまり気の進まない人も多いと思う。
- ・ 家族が海外で生活しているので、困っていればお手伝いしたいと思うが、なかなか機会がない。外国の人を見かけると、幸福に生活してほしいと祈っている。

3. 八王子市多文化共生推進評議会開催要綱

(主旨)

第1条 八王子市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の推進にあたり、八王子市多文化共生推進評議会（以下「評議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 評議会において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) プランの進捗状況を確認し、評価や見直しによりプランを着実に推進していくため、必要な事項
- (2) 市の多文化共生推進施策に関し、必要な事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(評議員)

第3条 評議会は、別表に掲げる者から市長が参加を依頼する。

2 市長は、評議員が欠けたときに、後任の評議員の参加を依頼することができる。

(座長)

第4条 評議会に、評議会を進行する座長を置く。

2 座長は、評議員の互選により選任する。

(評議員の参加の期間)

第5条 評議員に参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年後の年度末とする。ただし、評議員が欠けた場合における補欠の評議員の参加の期間は、前の評議員の残りの参加の期間とする。

(意見聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(評議会の開催期間)

第7条 評議会の開催期間は、平成35年度までとする。

(庶務)

第8条 評議会の庶務は、市民活動推進部多文化共生推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

区分	選出理由等	人数
学識経験者	専門的立場から学識経験者の意見を求めるため	1名以内
町会自治会連合会	地域のコミュニティに携わる立場から意見を求めるため	1名以内
八王子商工会議所	外国人の就労・労働に携わる立場から意見を求めるため	1名以内
八王子国際協会	外国人支援に携わる立場から意見を求めるため	1名以内
外国人市民	外国人市民の立場から意見を求めるため	1名以内
前八王子市多文化共生 推進評議会委員	プラン策定並びに進行管理に係った委員の立場から意見を求めるため	4名以内
公募による市民	広く市民の立場から意見を求めるため	1名以内

4. 八王子市多文化共生推進評議会 評議員名簿

八王子市多文化共生推進評議会【第1期:平成26年(2014年)1月から平成28年(2016年)3月まで】

氏名	出身国(外国のみ)	備考
もりも たけお 森茂 岳雄	—	・中央大学文学部教授 ・外国人市民会議第1～3期会長 ・国際化推進プラン検討委員会委員長
おかぞえ けんすけ 岡添 健介	—	・八王子国際協会理事長 ・国際化推進プラン検討委員会副委員長
ちこの みはる 児野 美晴	—	・八王子国際協会事務局 ・国際化推進プラン検討委員会委員
しゅれすた たら ばぶ シュレスタ タラ バブ	ネパール	・外国人市民会議第3期委員 ・国際化推進プラン検討委員会委員
たてやま じょうたろう 館山 丈太郎	—	・国際化推進プラン検討委員会委員
たにがわ そうせい 谷川 宋正	中国	・外国人市民会議第2・3期委員 ・国際化推進プラン検討委員会委員
ちよう せいわ 張 世和	中国	・外国人市民会議第2・3期委員 ・国際化推進プラン検討委員会委員
ひらの てるお 平野 輝雄	—	・外国人市民会議第3期委員 ・国際化推進プラン検討委員会委員
みん よんふあ 関 榮和	韓国	・外国人市民会議第1～3期委員 ・国際化推進プラン検討委員会委員
よしもと ともひこ 吉本 友彦	—	・国際化推進プラン検討委員会委員
まだわら まゆこ マダワラ 真由子	—	・公募市民
わたなべ しげよし 渡辺 成良	—	・公募市民

八王子市多文化共生推進評議会【第2期:平成28年(2016年)7月から平成31年(2019年)3月まで】

氏名	出身国(外国のみ)	備考
もりも たけお 森茂 岳雄	—	・中央大学文学部教授 ・外国人市民会議第1～3期会長 ・国際化推進プラン検討委員会委員長 ・前多文化共生推進評議会評議員
くしだ たかよし 串田 孝義 ※平成28年(2016年)7月～ 平成29年(2017年)4月	—	・八王子市町会自治会連合会推薦 ・八王子市町会自治会連合会常任理事
かさい まちお 河西 萬智朗 ※平成29年(2017年)5月～	—	・八王子市町会自治会連合会推薦 ・八王子市町会自治会連合会常任理事
おかばやし てつゆき 岡林 徹行	—	・八王子商工会議所推薦 ・株式会社エリオニクス 代表取締役社長
ちこの みはる 児野 美晴	—	・八王子国際協会事務局 ・国際化推進プラン検討委員会委員 ・前多文化共生推進評議会評議員
ど みー ひえん ド ミー ヒエン	ベトナム	・外国人市民
しゅれすた たら ばぶ シュレスタ タラ バブ	ネパール	・国際化推進プラン検討委員会委員 ・前多文化共生推進評議会評議員
たてやま じょうたろう 館山 丈太郎	—	・国際化推進プラン検討委員会委員 ・前多文化共生推進評議会評議員
たにがわ そうせい 谷川 宋正	中国	・外国人市民会議第2・3期委員 ・国際化推進プラン検討委員会委員 ・前多文化共生推進評議会評議員
まだわら まゆこ マダワラ 真由子	—	・前多文化共生推進評議会評議員
えんどう ひであき 遠藤 英明	—	・公募市民

5. 八王子市多文化共生推進プラン庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 「八王子市多文化共生推進プラン」の中間見直しにあたり、八王子市多文化共生推進プラン庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、「八王子市多文化共生推進プラン」に掲げる基本理念ならびに基本目標の実現に向け、施策を全庁的な視野で見直し、必要な調査、研究、提言、調整を行う。

(組織)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、案件に応じ、関連する課長を臨時委員とすることを妨げない。

市民活動推進部多文化共生推進課長

都市戦略部都市戦略課長

総合経営部経営計画第三課長

市民活動推進部学園都市文化課長

生活安全部防災課長

市民部市民生活課長

医療保険部地域医療政策課長

子ども家庭部子どものしあわせ課

産業振興部観光課長

道路交通部路政課長

学校教育部教育支援課長、

生涯学習スポーツ部生涯学習政策課長

2 検討会には、主査職によるワーキンググループを設置することができる。

(委員長の職責)

第4条 検討会に委員長を置き、座長は市民活動推進部多文化共生推進課長とする。

2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(意見聴取)

第6条 検討会は、必要があるときは、構成員以外の者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、市民活動推進部多文化共生推進課において処理する。

附則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

6. プラン策定及び改定までの検討経過

			開催(実施)日	開催内容
外国人市民会議	平成18年度 (2006年度)	第1期(教育)	第1回会議	平成18年(2006年)9月19日 ○会議の設置について概要説明 ○意見交換
			第2回会議	平成18年(2006年)11月11日 ○体験談に基づく意見交換(現状把握)
			第3回会議	平成18年(2006年)12月23日 ○体験談に基づく意見交換(課題と対策)
			第4回会議	平成19年(2007年)1月20日 ○現場で活動する方々の聞き取り
	平成19年度 (2007年度)	第2期(医療・住居)	市民フォーラム	平成19年(2007年)2月24日 ○グループに分かれての討議・報告 1 子どもの教育に関わる情報提供について 2 学校・地域における子どもへの学習支援について 3 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進について
			第5回会議	平成19年(2007年)4月14日 ○提言内容について ①
	第6回会議		平成19年(2007年)5月20日 ○提言内容について ②	
	平成20年度 (2008年度)		第1回会議	平成20年(2008年)3月19日 ○会議の設置について概要説明 ○意見交換 ○検討の進め方について
			第2回会議	平成20年(2008年)4月6日 ○各委員の体験談に基づく意見交換(現在の状況の把握)
			市民フォーラム	平成20年(2008年)5月25日 ○講演 1 「外国人に係る住居の現状と取組みについて」 2 「外国人に係る医療の現状と取組みについて」 ○意見交換
			第3回会議	平成20年(2008年)7月6日 ○現況及び課題の把握とその対策(市民フォーラムを受けて)
			第4回会議	平成20年(2008年)9月21日 ○提言内容について ①
	平成21年度 (2009年度)	第3期(就労・防災)	第5回会議	平成20年(2008年)10月19日 ○提言内容について ②
			第1回会議	平成22年(2010年)2月27日 ○会議の設置について概要説明 ○意見交換 ○検討の進め方について
	第2回会議		平成22年(2010年)3月28日 ○現在の状況の把握(各委員の体験談に基づく意見交換)	
	第3回会議		平成22年(2010年)4月18日 ○現在の状況の把握とその対策	
	第4回会議		平成22年(2010年)6月6日 ○現在の状況の把握とその対策(防災体験を受けて)	
	平成22年度 (2010年度)		市民フォーラム	平成22年(2010年)7月24日 ○講演 1 「外国人に係る就労の現状と取り組みについて」 2 「外国人に係る防災の現状と取り組みについて」 ○意見交換
			第5回会議	平成22年(2010年)9月12日 ○現在の状況の把握とその対策(市民フォーラムを受けて)
			第6回会議	平成22年(2010年)10月24日 ○提言内容について ①
			第7回会議	平成22年(2010年)12月5日 ○提言内容について ②
市民アンケート	平成23年度 (2011年度)		—	平成23年(2011年) 11月1日～11月30日
国際化推進プラン検討委員会	平成24年度 (2012年度)	第1回会議	平成24年(2012年)9月28日	○検討委員会設置の経過及び今後の事務日程について ○プランの素案の検討 ①
		第2回会議	平成24年(2012年)10月19日	○プランの素案の検討 ②
		第3回会議	平成25年(2013年)2月1日	○プランの原案の報告
パブリックコメント	平成24年度 (2012年度)	—	平成24年(2012年)12月15日 ～平成25年(2013年)1月14日	○プランの素案のパブリックコメントを実施 国際交流課、市政資料室、各事務所、各市民センター、 各図書館、八王子国際協会、市ホームページにて公開 意見数 : 3 件

			開催(実施)日	開催内容
多文化共生推進評議会	平成25年度 (2013年度)	第1期	第1回 平成26年(2014年)1月17日	○多文化共生推進評議会について概要説明 ○多文化共生推進プランについて ○平成25年度の実施について報告 ○意見交換会 ・多文化共生について思うこと
	平成26年度 (2014年度)		第2回 平成26年(2014年)9月26日	○多文化共生推進プラン取組状況 ○今後の事業予定について報告
	平成27年度 (2015年度)		第3回 平成27年(2015年)2月6日	○意見交換 ・外国人留学生奨学金 ・多文化共生意識の啓発 ○今後の事業予定について報告
	平成27年度 (2015年度)		第4回 平成27年(2015年)7月3日	○多文化共生推進プラン取組状況 ○今後の事業予定について報告
	平成27年度 (2015年度)		第5回 平成28年(2016年)2月5日	○意見交換会 ・外国人に関する市民アンケートについて ・多文化共生推進プラン取組状況の様式改定の ○今後の事業予定について報告
	平成28年度 (2016年度)	第2期	第1回 平成28年(2016年)7月8日	○多文化共生推進評議会について概要説明 ○意見交換 ・多文化共生推進プラン取組状況 ・外国人アンケート
	平成28年度 (2016年度)		第2回 平成29年(2017年)2月3日	○意見交換 ・多文化共生推進プランの改定に向けて ○海外友好交流都市の検討について報告 ○外国人アンケートについての報告
	平成28年度 (2016年度)		第3回 平成29年(2017年)5月19日	○多文化共生推進プラン改定に係る基本的な考え方 ○意見交換 ・外国人市民の現状と課題について
	平成28年度 (2016年度)		第4回 平成29年(2017年)6月30日	○多文化共生推進プラン取組状況 ○意見交換会 ・多文化共生推進施策に関する課題について
	平成29年度 (2017年度)		第5回 平成29年(2017年)10月20日	○意見交換 ・「推進する施策の主な変更点」について ・重点施策の設定について ・数値目標について
	平成29年度 (2017年度)		第6回 平成29年(2017年)12月22日	○意見交換 ・多文化共生のまちづくりを進めるうえでの主要な課題(案)について ・重点的な取組、重点的な施策(案)について ・基本目標に対する指標(案)について ・推進する施策(案)について
	平成29年度 (2017年度)		第7回 平成30年(2018年)1月19日	○意見交換 ・八王子市多文化共生推進プラン(案)について

			開催(実施)日	開催内容
市民アンケート	平成28年度 (2016年度)	—	平成28年(2016年)12月7日～12月21日	○平成28年(2016年)度市政モニター第2回アンケート 回答者数(回収率) : 91人(91.9%)
		—	平成28年(2016年)12月27日～平成29年(2017)3月31日	○外国人市民アンケート 回答者数(回収率) : 195人(20.0%)

多文化共生推進庁内検討会	平成29年度 (2017年度)	第1回	平成29年(2017年)6月20日	○多文化共生推進プラン改定の基本的な考え方 ○各所管における現状
		第2回	平成29年(2017年)11月2日	○多文化共生推進のまちづくりに向けた課題 ○推進する施策(案)について

八王子市多文化共生推進プラン（改定版）
平成30～34年度（2018～2022年度）

平成30年（2018年）3月改定

発 行	八王子市
編 集	八王子市 市民活動推進部 多文化共生推進課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
電 話	042-620-7437
F A X	042-626-0253
E-mail	b051400@city.hachioji.tokyo.jp
表紙デザイン	サレジオ工業高等専門学校 デザイン学科 4 年 高橋 功武

本冊子は再生紙を利用しています。

